

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題		
1	<p>項目 内容</p> <p>(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(13万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行(100部×年2回を予定) 安全安心まちづくりパネル展の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 6 「若年者・現役世代参画促進事業」活動を行う団体及び若者等に対し、情報及び活動資料を提供するとともに、参加団体の増加を目指す。</p>	<p>1 構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行の定期化(年2回)にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。 2 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」第1号(6月)、第2号(8月)、第3号(11月)、第4号(2月) 計466,000部発行 ・安全安心まちづくり推進会議会報「安全安心まちづくりだより」(5月号外、6月、8月、10月) 各250部発行 2 高知県ホームページで取組を公開 3 RKCラジオでの広報(9回) 4 県有車にマグネットシート貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 安全安心まちづくりポスターの募集応募111作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数1,202枚) 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(11回) 7 高知署員と劇団「お年寄り見守り隊」を結成、地域の集まりの場などで特殊詐欺の手口を寸劇で紹介(公演34回、観客約2,800人)。また、高知ケーブルTVの協力を得て、寸劇の様子を一定期間放送してもらった。 8 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。</p>	<p>1 「安全安心まちづくりニュース」は、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行った結果、配布地域が増え、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。 ・会報「安全安心まちづくりだより」は、積極的に関係団体・事業者の取組を記事にしたり、各団体への伝達手段として利用するなど浸透してきている。 上記広報紙は高知県ホームページでも公開し、広く県民に安全安心まちづくりに向けた取組を広めることができた。 県民が求める情報をよりタイムリーに提供することが課題。 2 ポスターは111点の応募があり、広く児童生徒に安全安心まちづくり活動への関心を持たせることができた。 また、ポスターの応募作品を広報啓発に活用できた。 各学校への働きかけによる応募数を確保する取組が課題。 3 「若年者・現役世代参画促進事業」活動に参加団体等が想定より少なく、掘り起こしが課題。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁、警察本部、県教育委員会正面玄関への「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 7 安全安心まちづくり出前講座の実施 8 地域活動団体及び若年者等に対し、情報及び活動資料を提供し、参加団体の増加、活動の活性化を目指す</p>	<p>1 広報紙発行にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。 2 ポスターの募集は、広報紙、各種会合や講座などあらゆる機会を通じて応募を呼びかける。 3 現役世代の参画を促進するための広報を工夫する必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	34
2	<p>項目 内容</p> <p>(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p>	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができた。 募集期間:5月1日～11月7日	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)し、犯罪のない安全安心まちづくりへの啓発となった。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	学校安全対策課	34
3	<p>項目 内容</p> <p>(1) 広報・啓発の充実 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。</p>	<p>1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。 2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。</p>	HPの閲覧者数の検証が困難	<p>1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの各種防犯情報掲載 特殊詐欺被害警戒注意報発令時等随時掲載 3 ラジオ・テレビ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報:平成26年度6回 ラジオ出演による広報では、現在問題となっている及び話題となっている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。</p>	<p>1 地域安全ニュース 特殊詐欺の新たな手口や子供の安全に関する情報等を効果的に広報することができた。 2 HPへの防犯情報掲載 随時更新できたものもあれば、しばらく更新されていないものもあるため、よりタイムリーな情報掲載に努める必要がある。 3 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報では、タイムリーな話題を提供できた。</p>	<p>1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。 2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。</p>	HPの閲覧者数の検証が困難	生活安全企画課	34

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題		
4	(2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。	1 ミニ広報紙の発行による地域のタイムリーな防犯情報等の提供 2 HPの随時更新による新しい情報の提供	1 巡回連絡等による配布には限界があるため、市町村が発行する広報紙等の閲覧資料とともに閲覧するなど配布方法に工夫が必要。	1 HP内容の随時更新による新規情報の掲載 HPにおける不審者情報のタイムリーな掲載や、県警作成にかかる防犯リーフレットの掲載をし、幅広い防犯情報を提供した。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体によるHPの広報 県警からの郵便物等へのHPアドレスの掲載を行った。 3 様々な機会を捉えてのHPの紹介 研修会等においてHPの紹介を行った。 不審者情報については、HPへの随時更新によりHP閲覧者に対して新しい情報を提供できたと思われる。	1 不審者情報について、随時HPへの掲載ができた。	1 HP内容の随時更新による新規情報の掲載 2 県警作成にかかるリーフレット等の掲載	HPの閲覧数の確認、効果の検証が必要	地域課	35
5	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供(あんしんFメール)を行います。	1 あんしんFメールの登録者数の確保 2 あんしんFメールの引き続き配信	あんしんFメールの利用者の意見が不明であることから、効果の検証が困難である。	1 あんしんFメール広報結果 登録者数H26年10,044人(H26.12月末) 発信件数H26年236件(H26.12月末) 2 各種広報媒体を利用した広報 HPによる登録方法の広報等を行ったほか、子ども女性安全対策班の活動内容についても広報を行い、県民の体感治安の向上に努めた。 3 不審者検挙状況等の配信 不審者検挙状況については、HPにも掲載を行い、県民の体感治安の向上に努めた。	1 登録者数については1万人を突破したが、今後も積極的な広報が必要である。 2 HPでは、子ども女性安全対策班の活動状況等も掲載を行い、体感治安の向上に努めることができたと思われる。 3 不審者検挙状況等の配信 不審者検挙状況等については、HPIにも掲載を行い、県民の体感治安の向上に役立てることができたと思われる。	1 あんしんFメールによる配信情報の拡充 不審者情報や特殊詐欺予兆電話等の各種防犯情報を配信 2 あらゆる世代に向けたあんしんFメールの登録促進	あんしんFメール利用者からの意見が不明であり、効果の検証が困難である。	生活安全企画課	35
6	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 ③ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。	1 HP内容の随時更新による新規情報の掲載 2 県警が作成するリーフレット等へのHPアドレスの記載	HP閲覧数の確認等、効果の検証が必要	1 ミニ広報紙・交番速報等の発行(H26年中) ミニ広報紙: 2,213紙、685,482部印刷 交番・駐在所速報: 715紙71,813部印刷 2 HPの随時更新 水難、山岳事故関係の更新を行った。 3 各署における市町村広報紙等への掲載依頼 各署において、市町村広報紙等への地域情報の掲載することで住民に対する広報を図った。 4 交番速報のタイムリーな発行による防犯情報の提供を行った。	1 各交番、駐在所等において作成するミニ広報紙等により、地域のタイムリーな防犯情報を提供することができた。 2 HPの内容については、随時更新により新しい情報の発信ができた。	1 交番速報等を活用したタイムリーな防犯情報等の提供	1 巡回連絡等による配布には限度があるため、町内掲示板や市町村発行の広報紙等新たな広報媒体への掲載依頼等の工夫が必要。	生活安全企画課	35

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題		
7	<p>(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供</p> <p>④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 (13万部×年4回を予定) ・ 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行 (100部×年2回を予定) ・ 安全安心まちづくりパネル展の実施</p> <p>2 高知県ホームページでの広報</p> <p>3 ラジオ等を利用した広報</p>	<p>1 構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行の定期化(年2回)にあたり、より効果的な発行時期、媒体、内容等について見極める必要がある。</p> <p>2 広報内容は、犯罪被害状況に応じ、同じ内容を繰り返すことになるが、飽きがない工夫をこらす必要がある。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の第1号(6月)、第2号(8月)、第3号(11月)、第4号(2月)計466,000部発行 ・ 安全安心まちづくり推進会議会報「安全安心まちづくりだより」(5月号外、6月、8月、10月) 各250部 2 高知県ホームページで取組を公開 3 RKCラジオでの広報(9回) 4 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「安全安心まちづくりパネル展」を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 5 地域の集まりや会合の場に出向き、犯罪概況や防犯対策について説明する出前講座を実施(計11回)</p> <p>広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。</p>	<p>1 広報紙は、地域安全活動の好事例の紹介を行った結果、配布機会が増え、防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。 ・ 会報では、犯罪発生統計の詳細を掲載するなど、より専門的な情報提供に努めた。</p> <p>2 特殊詐欺被害が過去最悪となったほか、高齢者の交通死亡事故も多数発生するなどしており、状況に応じた広報の継続を行う必要がある。</p>	<p>1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・ 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・ 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行 (250部×年4回) ・ 安全安心まちづくりパネル展の実施 ・ 上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・ 構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・ 「安全安心まちづくりパネル展」の実施</p> <p>2 高知県ホームページでの広報</p> <p>3 ラジオ等を利用した広報</p> <p>4 安全安心まちづくり出前講座の実施</p>	<p>広報内容は、犯罪被害状況に応じ、同じ内容を繰り返すことになるが、飽きがない工夫をこらす必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	35
8	<p>(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供</p> <p>④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。</p>	<p>1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。</p> <p>2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。</p>	HPの閲覧者数の検証が困難	<p>1 地域安全ニュースの発行</p> <p>2 HPへの防犯情報掲載 随時掲載</p> <p>3 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報：平成26年度6回</p> <p>ラジオ出演による広報では、現在問題となっている及び話題となっている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。</p>	<p>1 地域安全ニュース 特殊詐欺の新たな手口や子供の安全に関する情報等を効果的に広報することができた。</p> <p>2 HPへの防犯情報掲載 随時更新できたものもあれば、しばらく更新されていないものもあるので、よりタイムリーな情報掲載に努める必要がある。</p> <p>3 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報では、タイムリーな話題を提供できた。</p>	<p>1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。</p> <p>2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。</p>	HPの閲覧者数の検証が困難	生活安全企画課	35
9	<p>(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供</p> <p>⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求められるなどの架空請求、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られるなどの悪質商法に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。</p>	<p>1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載(年間4回 各112,600部)</p> <p>2 高知県ホームページでの広報(トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載)</p> <p>3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」お知らせ、高知新聞「くらしの護身術」)</p>	時期を逸さない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。	<p>1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載 (年間4回 各112,500部)</p> <p>2 高知県ホームページでの広報 (トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載等)</p> <p>3 ラジオ等を利用した広報 ラジオ「県からのお知らせ」お知らせ(26回) 高知新聞「くらしの護身術」(35回)</p> <p>県民に対し情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。</p>	<p>県民の消費者被害の未然防止のための情報提供として有効な手段であるので、「くらしネットkochi」配信先の拡大や引き続きホームページの更新など情報提供に努める。</p>	<p>1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載(11万部×年4回)</p> <p>2 高知県ホームページでの広報(トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載)</p> <p>3 ラジオ等を利用した広報(ラジオ「県からのお知らせ」お知らせ、高知新聞「くらしの護身術」)</p>	時期を逸さない情報提供、わかりやすい紙面にする等心がける。	県民生活・男女共同参画課	35

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
10	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 年度4回 ・安全安心まちづくり会報の発行 年度2回程度 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日、地域安全運動期間中)	1 安全安心まちづくりニュースや会報は、各団体の取組に参考となるテーマ、記事としていく必要がある。 2 マグネットシートは、文言を変えたシートの準備を検討する。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」第1号(6月)、第2号(8月)、第3号(11月)、第4号(2月) 計466,000部発行 ・安全安心まちづくり推進会議会報「安全安心まちづくりだより」(5月号外、6月、8月、10月) 各250部発行 2 取組を高知県ホームページで広報 3 RKCラジオでの広報(9回) 4 県有車にマグネットシート貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 安全安心まちづくりポスターの募集 応募111作品、最優秀作品はポスターとして関係機関に配布(配布数 1,202枚) 6 安全安心まちづくり出前講座の実施(11回) 7 高知署員と劇団「お年寄り見守り隊」を結成、地域の集まりの場などで特殊詐欺の手法を寸劇で紹介(公演34回、観客約2,800人)また、高知ケーブルTVの協力を得て、寸劇の様子を一定期間放送してもらった。 8 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質商法の手法、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 9 関係機関・団体の発行する機関紙に特殊詐欺被害防止や安全安心まちづくりについての記事を寄稿 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。	1 「安全安心まちづくりニュース」は、地域で貢献する防犯ボランティア団体の紹介を行った結果、配布地域が増え、今後の自主的な活動促進が見込める。 ・会報「安全安心まちづくりだより」は、積極的に関係団体・事業者の取組を記事にしたり、各団体への伝達手段として利用するなど浸透してきている。 2 出前講座は県民の声を聞く貴重な機会ともいえるので、今後も各地で実施していきたい。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・県民向け広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行(11万部×年4回) ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行(250部×年4回) ・上記2紙の高知県ホームページ掲載 ・構成員に向けたEメールによる「安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 ・「安全安心まちづくりパネル展」の実施 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5日、第3木曜日等) 5 県庁、県警察本部、県教育委員会正面玄関への「通学路安全の日」タペストリーの掲示(毎月第3木曜日) 6 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付	1 安全安心まちづくりニュースや会報は、各団体の取組に参考となるテーマ、記事としていく必要がある。 2 全ての県民の防犯意識を高めるためには、関係機関と協働した取組が必要。	県民生活・男女共同参画課	36
11	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができた。 募集期間:5月1日～11月7日	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)し、犯罪のない安心安全なまちづくりへの啓発となった。	高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高等学校へ)	効果的な啓発が行えるよう、関係団体との連絡を更に密にしていく必要がある。	学校安全対策課	36
12	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	1 地域安全ニュースの継続発行により、タイムリーな話題の提供に努める。 2 HPの内容の随時更新により、最新情報の提供に努める。	HPの閲覧者数の検証が困難	1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの防犯情報掲載 随時掲載 3 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報:平成26年度6回 ラジオ出演による広報では、現在問題となっていることや話題と成っている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。	1 HPへの防犯情報掲載 特殊詐欺警戒注意報等タイムリーな話題を提供できた。 2 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報では、タイムリーな話題を提供できた。	1 県警HPの随時更新によるタイムリーな情報提供に努める。 2 テレビ・ラジオ等あらゆるメディアを活用した効果的な情報提供に努める。	HPの閲覧者数の検証が困難	生活安全企画課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
13	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動期間の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 高知県ホームページ等での広報	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、県防犯協会・県警察本部と協力して「高知県民のつどい」を開催(10月14日) 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページ等での広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(10月25日) 防犯協会をはじめ、関係機関との連携に努めることにより、情報共有を図ることができた。	1 「県民のつどい」を開催することで、地域安全の意識啓発を行うことができた。 2 期間中、防犯を呼びかける主催行事を行ったほか、他機関の行事に参加、取材をすることによって、新たな関係団体とのつながりができた。	1 全国地域安全運動期間の取組への協力 2 県有車にマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗の掲示(全国地域安全運動期間の10月11日から20日) 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での広報 4 ラジオ等を利用した広報 5 高知県ホームページ等での広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催	この時期に各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課	36
14	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 2「安全安心まちづくり広場」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 2「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られる。 開催日：10月25日(土)イオンモール高知	県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、参加者も増え、充実した広報・啓発活動となった。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 2「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課	36
15	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	1 期間中の積極的な活動 2 関係機関との連携による活動	全国交通安全運動に比べて歴史が浅く、県民に周知されているとは言い難いため、県を上げての広報や、期間中の積極的な活動を行う必要がある。	1 全国地域安全運動期間中には、各署において様々な活動を実施し、広報啓発等を行った。 2 関係機関との連携による広報啓発等を行った。	1 期間中は、各署において様々は活動を実施したが、まだまだ県民から周知されているとは言えないため、今後も積極的な活動を実施する必要がある。 2 関係機関との連携により、県警だけではなしえない規模の活動を行うことができた。	1 期間中の積極的な活動 2 関係機関との連携による活動	全国交通安全運動に比べて歴史が浅く、県民に周知されているとは言い難いため、県を上げての広報や、期間中の積極的な活動を行う必要がある。	生活安全企画課	36
16	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 高知県民のつどいの開催への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくり広場」の開催 4 地域安全協議(議)会総会(16ヶ所)に参加 4～7月 5 警察署が行う「自転車盗難防止対策モデル校の指定式」等において、ワイヤーロックを提供することにより、自転車盗難防止の広報を行う。 6 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中、高知県防犯協会・県警察本部と共催で「高知県民のつどい」を開催(10月14日) 2 各地区の地域安全協議(議)会の総会に参加し、県の取組を説明したほか、関係団体に防犯イベントへの参加を呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 ・佐川地区、須崎地区に対しワイヤーロックを配付 4 自転車マナーアップ啓発パレードで関係機関に自転車盗難防止活動についても協力を依頼 5 「みのり会」の街頭啓発キャンペーンへの協力、啓発グッズの提供 6 全国地域安全運動についてラジオで広報し、各地区で行われるイベントへの参加を呼びかけ 7 関係機関と協力して、イオンモール高知専門店街1階南コートで「安全安心まちづくりひろば」を開催(10月25日) 各キャンペーンへの参加や啓発グッズ等の提供を通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。	1 各地区の地域安全キャンペーンへの参加呼びかけを通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化につながった。 2 今後も関係期間、団体との連携強化を図る必要がある。	1 全国地域安全運動期間中の取組への協力 高知県民のつどいの開催への協力 2 交通安全運動などの期間中に、交通安全とあわせて安全安心まちづくりに関する啓発を実施 3 「安全安心まちづくりひろば」の開催 4 地域安全協議(議)会総会(16ヶ所)に参加 4～7月 5 ラジオ等を利用した広報	各地域で開催される防犯キャンペーンを把握するため、日ごろから関係機関、団体との連携を図る必要がある。	県民生活・男女共同参画課	36

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
17	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	事務局として取組を実施 1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 4「安全安心まちづくり広場」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 2「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られる。 開催日：10月25日(土)イオンモール高知	県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、参加者も増え、充実した広報・啓発活動となった。	1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 2「安全安心まちづくりひろば」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を更に密にし、より一層効果的な広報・啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課	36
18	項目 内容 (1) 広報・啓発の充実 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。	各種機会を捉えた防犯活動への参加呼びかけ	将来的には、各防犯活動団体等がより自主的自然的な活動を行うことができるように支援する必要がある。	1 各署と各防犯活動団体との連携により積極的な活動が行われている。 2 様々な犯罪に対する被害防止啓発のため、県民の心をつかむリーフレットを作成し、あらゆる機会を捉えた広報活動を実施した。	1 各署と各防犯活動団体との連携により、積極的な活動が行われていることから、今後もこの体制を維持する。 2 各署が発行する広報紙はもとより、各署の地域安全アドバイザーから積極的に情報が提供されていることから、継続的な情報提供を行う。	各種機会を捉えた防犯活動への参加呼びかけ	将来的には、各防犯活動団体等がより自主的自然的な活動を行うことができるように支援する必要がある。	生活安全企画課	36
19	項目 内容 (2) 情報共有の促進 ①地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで、必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。	各種会における、県民、事業者、地域団体との情報交換会の実施	積極的な意見交換を実施できる機会づくり	警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会、タウンポリス連絡協議会等において情報交換を実施した。 各会議において、警察からの情報発信だけでなく、取締り要請、警ら要請も寄せられたことで、地域の問題点を把握することができた。	会においては、警察からの情報発信だけでなく、取締り要請、警ら要請、不審者情報、少年問題等の情報も寄せられることから、地域の問題点等の把握に役立っている。	各種機会を捉えた防犯活動への参加呼びかけ	積極的な意見交換を実施する機会づくり	生活安全企画課	36
20	項目 内容 (2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	1 高知県ホームページでの広報 防犯活動に関する情報を提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	1 日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	1 高知県ホームページにおいて、防犯活動団体の活動内容等を公表(51団体) 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」で地域活動団体の活動を紹介。(年4回、計466,000部発行) 3 会報「安全安心まちづくりだより」で、事業者を含めた活動を紹介 4 ラジオによる防犯活動団体の活動内容の紹介 5 平成26年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会で安全安心まちづくりパネル展を実施、防犯活動団体の活動内容を紹介 6 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、安全安心まちづくりパネル展を行い、防犯活動に取り組む団体などについて紹介 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。	1 広報紙、会報で地域活動団体などの活動紹介をしたことにより、配布先の拡大につながった。	1 高知県ホームページでの情報提供 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 3 安全安心まちづくり会報での情報提供 4 ラジオでの広報	日頃から関係団体と情報交換をしながら、各団体における活動状況を把握している必要がある。	県民生活・男女共同参画課	36
21	項目 内容 (2) 情報共有の促進 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。	防犯活動団体の積極的な広報	県のHPとのリンクも検討する。	1 防犯活動団体の活動内容の紹介 HPにおいて、子ども110番のいえ、くるまの活動内容について紹介した。	県警HPにおいては、子ども110番の家、くるまの紹介しか行われておらず、防犯ボランティア団体については、県のHP活動内容等が紹介されている。	各種会議における、県民、事業者、地域団体との情報交換会の実施	県のHPとのリンクも検討する。	生活安全企画課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
22	項目 内容 (3)防犯活動団体に対する支援 ①防犯活動団体の設立の支援 防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。	自主防犯活動団体の設立における情報提供、物品提供等の支援	予算の確保	1 防犯活動団体の設立において必要とする物品の提供 青色回転灯、帽子、腕章等の提供を行った。 2 地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな情報提供 各署の地域安全アドバイザー等から、防犯活動団体に対して情報発信を行った。	活動団体の新規設立の減少に伴い、今後は既存団体に既に支給済みの物品等の取り替え等も考えていく必要がある。	自主防犯活動団体の設立における情報提供、物品提供等の支援	予算の確保	生活安全企画課	37
23	項目 内容 (3)防犯活動団体に対する支援 ②防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。	自主防犯活動団体に対する情報提供、物品提供等の支援	予算の確保	1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 青色回転灯、帽子、腕章等の提供を行った。 2 地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな情報提供 各署の地域安全アドバイザー等から、防犯活動団体に対して情報発信を行った。	既に支給済みの物品の老朽化に伴う取り替え等も考えていく必要がある。	自主防犯活動団体の設立における情報提供、物品提供等の支援	予算の確保	生活安全企画課	37
24	項目 内容 (4)防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供	地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、学校安全ボランティア等の小学校における組織率100%をめざす。	1 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施及びスクールガード養成講習会の開催 ・スクールガード・リーダーを22市町村で委嘱。40人が168校で活動を実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会を開催(5月12日) 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供	スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施により、学校の安全を地域ぐるみで守る組織が活性化された。 スクールガード養成講習会の開催により、県内外の学校安全の取組を広めると同時に、各々の地域で活動するうえでの参考となった。 また、スクールガード(学校安全ボランティア)の小学校における組織率が100%となった。	1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供 3 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化を図る。	地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていくとともに、全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課	37
25	項目 内容 (4)防犯活動を担うリーダーの育成 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。	タウンポリス連絡協議会の開催	各防犯活動団体の構成員の高齢化等による後継者獲得	1 各署を通じて不審者情報等の提供を行った。 2 タウンポリス連絡協議会の開催 3 あんしんFメール登録の働きかけ タウンポリス連絡協議会において、高知県で多発している特殊詐欺の手口等の紹介等を行うことで、各地域における防犯広報等のリーダーとしての活動を支援した。	タウンポリス連絡協議会は、年1回の開催であるため、団体間で交換できる情報が限られる。	タウンポリス連絡協議会の開催	各防犯活動団体の構成員の高齢化等による後継者獲得	生活安全企画課	37
26	項目 内容 (5)青色回転灯装備車両運行団体の拡充 地域における防犯パトロールを促進するため、全市町村において青色回転灯装備車両が運行されるよう、防犯活動団体などに対して働きかけます。	1 青色回転灯装備車両運行団体設立への働きかけ 2 青色回転灯等の提供による支援	パトロール実施者に対するきめ細やかな講習	1 青色回転灯及びマグネットシートの提供による支援を行った。 2 講習等の際の各種情報提供を実施した。 3 あんしんFメールへの加入の働きかけを行った。	平成26年度は3団体の新規設立があったが、今後青色回転灯装備車両の運行がない地域に対しての働きかけが必要である。	1 青色回転灯装備車両運行団体設立への働きかけ 2 青色回転灯等の提供による支援	パトロール実施者に対するきめ細やかな情報提供及び講習実施。	生活安全企画課	37
27	項目 内容 (6)事業者による活動の促進 防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。	1 新規取組事業者の開拓 2 既存取組事業者に対する情報提供	1 情報提供手段の構築 2 防犯CSR活動への働きかけ	1 事業者に対して、防犯CSR活動の推進を行い、企業と一体となった特殊詐欺被害防止活動を実施した。 2 金融機関等に対する特殊詐欺等情報提供を行った。	取組事業者については、若干の減少となっているため、今後、新規取組事業者の開拓に向け更なる取組を行う。	1 事業者による防犯CSR活動の積極的な推進 2 防犯CSR活動事例の紹介	1 情報提供手段の構築 2 防犯CSR活動事例の紹介	生活安全企画課	37

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
 基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
28	項目 (7)高齢者による活動の促進 内容 ①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。	1 県老人クラブ連合会への助成による活動促進事業の実施 ・健康づくり・介護予防の支援 ・地域支え合いの推進 ・ねんりんピックをきっかけとした活動活性化への機運の持続(スポーツ大会・元気ハツラツ交流会の開催) 2 市町村老人クラブ連合会及び地域老人クラブの活動への助成		・健康づくり・介護予防への取組 モデル事業実施数:3老連 認知症キャラバンメイト養成講座:19名養成 ・若手スポーツ交流大会の開催 開催回数:2回 参加者合計:59名 ・元気ハツラツ交流会の開催 参加者数:530名 ・ろうれんピックの開催 参加者数796名	・住民主体の取組は拡がりつつあるが、さらに拡大し、定着させる必要がある。	・地域老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会の活動への支援 ・認知症対策への取組の強化 ・地域支え合いの推進 ・文化・芸能・スポーツ活動を通じた老人クラブのさらなる活性化 →元気ハツラツ交流会 →ろうれんピック →若手自主企画事業	・さらなる人材育成のため、関係機関と連携した取組が必要 ・大会などへの参加者増のために、一層の働きかけが必要	高齢者福祉課	38
29	項目 (7)高齢者による活動の促進 内容 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動が一層拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	高齢者教室等による情報提供	具体的な取組では、本来、高齢者によるボランティア活動を求めているものである。確かに少子高齢化が進む状況において、高齢者による防犯ボランティア活動参加が必要かつ効果的であると思われるが、現状ではハードルが高いと思われる。 今後、ボランティア活動参加から一步後退し、まずは高齢者相互間の見守り活動、声掛け活動等から始めることを検討する必要があると思われる。	1 各署が開催する高齢者教室による対象に応じたタイムリーな情報手協を行った。 2 各署が開催する高齢者教室による対象に応じた教養、情報提供を行った。 高齢者教室等の開催により、タイムリーな防犯情報等の提供が行えた。	高齢者教室等の開催により、タイムリーな防犯情報、交通安全情報等の提供が行えた反面、老人クラブに加入しない高齢者に対する情報提供手段についても検討する必要がある。	高齢者教室等による情報提供	少子高齢化が進む当県においては、高齢者による防犯ボランティア活動も必要であるが、現状ではハードルが高いと思われる。 今後は、高齢者相互間の見守り活動、声かけ活動等から始めることを検討する必要があると思われる。	生活安全企画課	38
30	項目 (8)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 内容 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 YCPKと共同での防犯キャンペーンを展開し、大学生防犯ボランティアの活性化を図る。 2 公立高校に防犯ボランティア団体の結成を働きかける。 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」での活動紹介	若者参画事業は、県内中央部で活性化を図るため、関係機関との連携の他、既存団体であるYCPKとの連携も図る。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」において、大学生や高校生による防犯ボランティア活動を積極的に記事として掲載し、広報した。 2 イオンモール高知専門店街1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」において、大学生防犯ボランティアYCPKにも啓発活動に協力してもらい、団体の活動活性化を図った。 また、同イベントで「安全安心まちづくりパネル展」を行い、YCPKを含めた若い世代の防犯活動を紹介し、周知に努めた。 広報紙などに、高校生防犯ボランティア活動を積極的に掲載した。	1 高校生防犯ボランティア組織は、ごく限られた地域の活動が中心であり、地域のニーズを考慮しながら団体の設立、活動の支援を図る必要がある。	1 若い世代の防犯ボランティア団体の結成を働きかけるほか、既存団体の活動を支援する。 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」、高知県ホームページ等で活動を紹介し、さらなる活性化を図る。	若い世代の防犯活動の周知・活性化を図るため、関係機関との連携を図る。	県民生活・男女共同参画課	38
31	項目 (8)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 内容 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。 また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	1 協働した活動の実施 2 防犯活動団体設立への働き掛け	1 卒業等による構成員の入れ替わりによる活動の停止、団体の消滅 2 顧問、担当教授等の異動による活動の停止、団体の消滅	1 新規取組団体の開拓を行い、高校生ボランティアの防犯団体を設立した。 2 防犯活動要領等の指導を行った。 3 情報提供等を実施した。	学生ボランティアについては、卒業等により構成員の入れ替わりがあることから、顧問、担当教授等との連携を図り、継続した活動を要請する必要がある。	1 協働した活動の実施 2 防犯活動団体設立への働き掛け	1 卒業等による構成員の入れ替わりによる活動の停止、団体の消滅 2 顧問、担当教授等の異動による活動の停止、団体の消滅	生活安全企画課	38

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
32	項(1) 広報・啓発の充実 目 犯罪のない安全安心まちづくりを進める 内 気運を高め、県民運動として取り組むた 容 め、犯罪のない安全安心まちづくりのシン ボルマークや標語を公募のうえ定め、その 普及に取り組みます。	1 各団体の防犯活動時に、シンボルマーク等を用いた物品の提供を行い、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページでの広報においても、シンボルマーク等を用いる。 3 高校生などに、イメージキャラクターの作成を依頼し、啓発物にプリントして配布することにより、安全安心まちづくりの普及、及び若者の参画につなげる。	新たなイメージキャラクターの作成依頼は、学校関係者などとの連携が不可欠であるので、防犯イベントなどを通じ、連携強化を図る必要がある。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」にシンボルマークを掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 防犯ボランティア団体に、シンボルマーク入りの防犯ベストを提供(3団体) 4 シンボルマーク、標語入りのバルーンを作成し、主催イベント等で配布 5 安全安心まちづくりポスターにシンボルマークを掲載、配布 シンボルマーク入りの啓発物は好評であったことから、今後も積極的に使用して普及に努める必要がある。	1 シンボルマーク=安全安心まちづくりのイメージとなるよう普及に努める。	1 各団体の防犯活動時に、シンボルマーク等を用いた物品の提供を行い、地域安全を啓発していく。 2 高知県ホームページや広報紙などで、積極的にシンボルマーク等を用いる。	高知県における安全安心まちづくりを象徴するシンボルマークを県民に浸透させるため、あらゆる機会を通じて周知に努める。	県民生活・男女共同参画課	39
33	項(1) 広報・啓発の充実 目 犯罪のない安全安心まちづくりを進める 内 気運を高め、県民運動として取り組むた 容 め、犯罪のない安全安心まちづくりのシン ボルマークや標語を公募のうえ定め、その 普及に取り組みます。	県警HPへのシンボルマーク等の掲載	シンボルマークについては、現状普及に至っていないと思われるため、今後、既に知名度の高い高知家のロゴとのコラボレーション、高知家のロゴへの統合(高知家のロゴに標語を掲載)についても検討する余地がある。	H26年度において掲載等の普及を図れなかった。	県警HPにおけるシンボルマーク・標語の掲載、安全・安心まちづくりに関するページの作成を今後検討	県警HPにおけるシンボルマーク等の掲載	シンボルマークについては、現状普及に至っていないと思われるため、今後、既に知名度の高い高知家のロゴとのコラボレーション等を検討する余地がある。	生活安全企画課	39
34	項(2) 全県的な推進体制の強化 目 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物やチラシを提供し、団体の活性化を図る。 2 会報を発行 2回 構成員の照会をすることにより、活性化を図る。 3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期(8月)(4ブロックで開催予定) (2)内容 ・犯罪のない安全安心まちづくりの推進について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について 4 構成員の拡充を図るため、短期的なキャンペーンを企画していく。	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。	1 高知県安全安心まちづくり推進会議に「NPO法人高知県防犯設備協会」が新規構成員として加入 2 YCPKなど、地域活動団体が活動する際に、啓発物やチラシを提供 3 会報「安全安心まちづくりだより」発行 (5月、8月、10月、2月発行) 4 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催(8月、4ブロックで開催) 市町村担当者との情報交換会を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握することができた。	1 地域活動団体への啓発物、チラシの提供は、活動の活発化につながると共に、推進会議の認知度を高めた。 2 会報を発行することは、関係団体と連絡を取り合う機会となるが、配布先、機会を開拓する必要がある。 3 市町村情報交換会は、意見が低調であるのが実情であるので、発言しやすいテーマを選考する必要がある。	1 事業者、地域活動団体が活動するための啓発物やチラシを提供し、団体の活性化を図る。 2 会報の発行 構成員の活動を紹介することにより、活性化を図る。 3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期(8月)(4ブロックで開催予定) (2)内容 ・犯罪のない安全安心まちづくりの推進について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について 4 構成員の拡充を図るため、短期的なキャンペーンを企画していく。	1 会報配布先の拡大を図る。 2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。	県民生活・男女共同参画課	39
35	項(2) 全県的な推進体制の強化 目 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力	関係諸機関との更なる連携	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力により活動の一層の活性化を図った。	活動を活性化するために高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組に協力することができた。	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力	関係諸機関との更なる連携	学校安全対策課	36
36	項(2) 全県的な推進体制の強化 目 県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	1 総会への参加 2 幹事会への参加	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	1 総会の開催 平成27年2月 2 幹事会の開催 平成26年7月及び平成27年1月 会への出席により、関係者との意見交換等を行うことができた。	意見交換等により、情報提供等を行うことができた。	1 総会への参加 2 幹事会への参加	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	生活安全企画課	39

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
37	<p>項 (3) 地域における推進体制づくりに対する目 支援</p> <p>内 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介</p> <p>2 会報を発行 2回 構成員活動を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。</p> <p>3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期(8月)(4ブロックで開催予定) (2)内容 ・犯罪のない安全安心まちづくりの推進について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を継続する。</p> <p>2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(年4回 466,000部発行)</p> <p>2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行(年3回+号外) 各250部</p> <p>3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期 8月 (4ブロックで開催) (2)内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について</p> <p>広報紙、会報の記事作成に向け、関係団体と連絡を取り合うこととなり、各地域活動の活性化につながった。</p>	<p>1 広報紙で地域活動団体の紹介を継続することにより、各地域での活動の活性化を図ることができる。</p> <p>2 会報を発行するは、関係団体と連絡を取り合う機会となるが、配布先、機会を開拓する必要がある。</p> <p>3 市町村情報交換会は、意見が低調であるのが実情であるので、発言しやすいテーマを選考する必要がある。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」において、地域活動団体の活動を紹介</p> <p>2 会報の発行 構成員活動を紹介して周知することにより、市町村の活動体制の活性化を図る。</p> <p>3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を継続する。</p> <p>2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	県民生活・男女共同参画課	39
38	<p>項 (3) 地域における推進体制づくりに対する目 支援</p> <p>内 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続</p> <p>2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力</p>	<p>保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等との連携及び地域のボランティア見守り活動の活性化の一層の充実が必要である。</p>	<p>1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続実施による地域の活性化が図られた。</p> <p>2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組へ協力した。</p>	<p>1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続実施による地域の活性化が図られており、更に継続して取り組むことが必要である。</p>	<p>1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続</p> <p>2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組への協力</p>	<p>保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等との連携及び地域のボランティア見守り活動の活性化の一層の充実が必要である。</p>	学校安全対策課	39
39	<p>項 (3) 地域における推進体制づくりに対する目 支援</p> <p>内 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 地域安全ニュースによる情報提供</p> <p>2 市町村広報誌への情報提供</p> <p>3 あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警ホームページへの掲載</p>	<p>犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。</p>	<p>1 地域安全ニュースによる情報提供を行った。</p> <p>2 各署において市町村広報紙への情報提供、情報掲載依頼を行った。</p> <p>3 あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警ホームページへの掲載を行った。</p> <p>各署において市町村との連絡体制が確立されつつある。</p>	<p>各署地域安全アドバイザー、生活安全担当者の活動により、市町村との連絡体制が確立されている。</p>	<p>1 地域安全ニュースによる情報提供</p> <p>2 市町村広報紙への情報提供</p> <p>3 あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警HPへの掲載</p>	<p>犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。</p>	生活安全企画課	39
40	<p>項 (4) 市町村に対する支援</p> <p>内 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。</p>	<p>1 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期(8月)(4ブロックで開催予定) (2)内容 ・犯罪のない安全安心まちづくりの推進について ・各市町村における安全安心まちづくりの取組について</p> <p>2 市町村において行われている地域安全活動を広報紙などで積極的に紹介し、活性化を図る。</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の紹介を継続する。</p> <p>2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	<p>1 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催 (1)開催時期 8月 (4ブロックで開催) (2)内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について</p> <p>2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行(年4回 各116,500部発行)</p> <p>広報紙の記事作成に向け、関係団体と連絡を取り合うこととなり、各地域活動の活性化につながった。</p>	<p>1 市町村情報交換会は、意見が低調であるのが実情であるので、発言しやすいテーマを選考する必要がある。</p> <p>2 広報紙で地域活動団体の紹介を継続することにより、各地域での活動活性化を図ることができる。</p>	<p>1 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開催</p> <p>2 市町村において行われている地域安全活動を広報紙などで積極的に紹介し、活性化を図る。</p>	<p>1 広報紙、会報で地域活動団体の活動を紹介する。</p> <p>2 市町村情報交換会で発言しやすいテーマを選考する。</p>	県民生活・男女共同参画課	40

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
41	項(4) 市町村に対する支援 目 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地 内 域社会の実現に向けた取組などを実施し 容 ていくよう、働きかけるとともに、情報の提 供などの必要な支援を行います。	1 犯罪情報の県警ホームページへの掲載 2 地域安全ニュースによる情報提供 3 市町村広報紙への情報提供 4 あんしんFメールでの不審者情報提供及 び県警ホームページへの掲載	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	1 県警HPにおいて、犯罪情報等の掲載を行った。 2 地域安全ニュースによる情報提供を行った。 3 市町村広報紙への情報提供、情報掲載依頼を行った。 4 あんしんFメールでの不審者情報提供及び県警HPへの掲載を行った。 各署において市町村との連絡体制が確立されつつある。	各署地域安全アドバイザー、生活安全担当者の活動により、市町村との連絡体制が確立されている。	1 犯罪情報の県警HPへの掲載 2 地域安全ニュースによる情報提供 3 市町村広報紙への情報提供 4 あんしんFメールでの不審者情報提供	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「高知県安全安心まちづくり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活動団体などと意見の交換や情報の共有を行うとともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進を目指す。	生活安全企画課	40

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
 基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
42	項目 ①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。	1 事業所との地域見守り協定を活かし、地域の安全安心のネットワークづくりを進める。	1 地域見守り活動の取り組みの強化	1 事業者との地域見守り協定を活かし、地域の安全安心のネットワークづくりを進める。 ・新たに1事業者((株)サニーマート)との見守り協定を締結(5/28) ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・バッチ等を日常業務の中で活用することによる地域見守り活動のPR ・地域見守り協定を締結している事業者と県、県民児連との三者会を開催(2/17)。協定に基づく見守り活動の状況等についてお互いに報告しあい、情報を共有した。	・見守り活動強化月間を実施する事業者もあるなど、見守り活動が積極的に実施されてきている。 ・各事業者による具体的な事例発表や、関係者間での意見交換会を通じて、今後の取組の推進につなげることができた。	1 地域見守り協定による地域見守り活動のネットワークづくり ・活動(地域見守り協定含む)PR	1 地域見守り協定による見守りネットワークの充実強化	地域福祉政策課	40
43	項目 ①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。	自治会等による子ども見守り協議会の設置促進	専属員がいないため、各自治会に対する調整が困難	1 事業者、自治会等に対して地域貢献活動を働きかけた結果、子ども見守り協議会の設立が得られた。 2 積極的な情報提供として、HPへの各種情報掲載、地域安全ニュースやミニ広報紙等の配布を行った。 3 HPへの犯罪発生状況等の掲載を行った。	高知市内10か所の地区において、街頭防犯カメラにより子ども見守り活動を主軸とする子ども見守り協議会が設立された。	自治会等による子ども見守り協議会の設置促進。	各自治会との日程調整等が困難な場合がある。	生活安全企画課	40
44	項目 ②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	1 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を官民一体となって展開する。 【こうち支え合いチャレンジプロジェクト】 あったかふれあいセンターや社会福祉協議会などが核となり、小地域見守りネットワークを構築 ・地域福祉と防災・減災の取組みを連携させることにより、避難支援体制及び日頃の見守り体制の構築を一体的に支援 ・地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を進め、お互いが助け合い、支え合う地域づくりを推進	1 孤立死の防止や生活支援など、地域の課題は多様化しており、地域が一体となって取組む体制づくりが求められている。地域をコーディネートする人材の育成が必要。	1 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を官民一体となって展開する。 ・県内全ての民児協(45か所)会長等との意見交換を実施し、行政や専門職との連携を図ることで困難事例に対応している状況が把握できたとともに、課題を把握・分析することにより、支援策を打ち出すことができた。 ・こうち支え合いチャレンジプロジェクトの取組によるネットワーク構築に向けた話し合いの場づくりを支援してきたことにより、既存の小地域ケア会議等も含めると全ての市町村で専門職や関係機関が参加した話し合いの場が出来ている。 ・地域福祉と防災・減災対策との一体的な取組を支援する職員を育成するため、あったかふれあいセンター職員に対し防災研修を実施した(11/25、11/27)。	・日頃の見守りと防災・減災対策との一体的な取組について、市町村によって差が出てきている。 ・民生委員の活動や地域でのネットワーク等、地域全体をコーディネートする機関が重要である。その役割が期待され、かつ、多くの民児協の事務局を担っている市町村社会福祉協議会の活動強化が必要不可欠となってくる。	1 地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を官民一体となって展開する。 【地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援】 ・地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みを構築する。 ・地域福祉と防災・減災の取組みを連携させることにより、避難支援体制及び日頃の見守り体制の構築を一体的に支援する。	1 高齢者単独世帯の増加や生活支援など、地域の課題は多様化しており、地域が一体となって取組む体制づくりが求められている。地域をコーディネートする人材の育成が必要。	地域福祉政策課	40

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
45	<p>項目内容</p> <p>(1) ネットワークづくり 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。</p>	<p>1 集落活動センターの立ち上げの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援企画員(総括・集落支援担当)を中心とした市町村と連携した支援の推進 ・研修会の開催(市町村・地域住民対象/年4回) ・集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・配付、支援マニュアルの作成・配付 <p>2 集落活動センター推進事業(補助事業)</p>	<p>・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●アウトプット(結果)インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 <p>1 集落活動センターの立ち上げの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催 全体2回(6/5・103名参加、2/12国土交通省主催フォーラム)、テーマ別5回(8/8・63名参加、8/27・65名参加、9/26・20名参加、10/16・37名参加、1/28・25名参加)計7回 ・市町村別支援チーム会による支援 支援チーム会等を通じた情報提供及びセンターの取組への支援 ・集落活動センター推進アドバイザーの派遣 地域への派遣(3名・5回)、研修会の講師等(3名・3回) ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・更新(4月) ・集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルの作成(1月) <p>2 集落活動センター推進事業(補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15市町村(18地区)に対して交付決定 <p>14市町村17地区で集落活動センターが開所し、各地域において、支え合いの活動や安全・安心の仕組みづくりに向けた取り組みがスタートした。</p>	<p>実施後の分析、検証</p> <p>1 集落活動センターの立ち上げの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会に、市町村職員のほか、地域住民の皆さまや高知ふるさと応援隊等が参加し、集落活動センターの取り組みの意義や事例を学んでいただいた。さらに、税務等テーマ別研修を受講いただき、各地域の取り組みに生かされた。 ・市町村別支援チームに出先機関の職員が参画し、部局横断での支援を進めることができた。 ・集落活動センター推進アドバイザーの助言等により、地域の意識醸成や集落活動センターの立ち上げなど具体的な取り組みにつながった。 ・集落活動センター支援ハンドブックを改訂・更新し、ホームページ等に掲載することにより、周知を図った。また、集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルを作成し、関係者に配布した。 <p>2 集落活動センター推進事業(補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落活動センターの取り組みに必要な経費に対し補助した。 	<p>2 集落活動センター推進事業(補助事業)</p>	<p>・関係部署、地域本部、市町村との一層の連携</p>	中山間地域対策課	36
46	<p>項目内容</p> <p>(2) 防犯活動団体との連携の促進</p> <p>防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対し、必要な情報を提供します。</p>	<p>1 防犯活動団体との連携の強化</p> <p>2 防犯活動団体への積極的な情報提供</p>	<p>防犯活動団体構成員の高齢化及び後継者不足</p>	<p>1 各署において、管内防犯活動団体との連携による防犯活動を行った。</p> <p>2 各署において、管内防犯活動団体に対する情報提供を行った。</p> <p>3 現役世代及び若い世代のボランティア加入を呼びかけた。</p> <p>各署とも地域安全アドバイザーの積極的な活動により、防犯活動団体との連携による防犯活動ができた。</p>	<p>各署において、管内防犯活動団体との連携による防犯活動を行っているが、防犯活動団体の構成員の高齢化が進んでおり、現役世代の獲得が課題である。</p>	<p>1 防犯活動団体との連携の強化</p> <p>2 防犯活動団体への積極的な情報提供</p>	<p>防犯活動団体構成員の高齢化及び後継者不足</p>	生活安全企画課	40

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
47	<p>項 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることをすべての学校教職員が認識し理解を深めていくよう要請していく。</p>	<p>特になし。</p>	<p>学校訪問等において、南海地震対策の推進にあわせて生徒の身の安全確保の視点に立った対応を要請した。</p>	<p>各学校とも児童生徒の安全確保の重要性を十分認識しているため、継続した取組の要請を続けていく。</p>	<p>学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることをすべての学校教職員が認識し理解を深めていくよう要請していく。</p>	<p>特になし。</p>	私学・大学支援課	42
48	<p>項 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。</p> <p>3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。</p>	<p>1及び2 各障害福祉事業所等の間で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。</p>	<p>福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。</p>	<p>防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。</p>	<p>1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。</p> <p>3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。</p>	<p>特になし。</p>	障害保健福祉課	42
49	<p>項 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認にあわせて指針の周知を図る。</p>	<p>1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備</p> <p>2 外出中の児童の安全確保</p>	<p>指導監査実施時等に確認し周知した。</p>	<p>児童の安全確保について周知が進んでいる。</p>	<p>児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目の取組状況の確認にあわせて指針の周知を図る。</p>	<p>1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備</p> <p>2 外出中の児童の安全確保</p>	児童家庭課	42
50	<p>項 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」を、事業実施場所に周知徹底する。 ・児童クラブについては、子ども・子育て支援新制度において省令基準が示された。各市町村が策定する条例によって質の向上が図られるよう支援を行う。 	<p>1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。 ・児童クラブを実施する市町村は、9月までに条例を定める(改訂する)必要がある。 	<p>1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」については、H22の策定以降、周知徹底を図ってきたことにより、事業実施主体に浸透してきた。市町村担当者に認識してもらうことで、より安全・安心な放課後の居場所づくりを進めることができていく。 ・国の制度(新制度、放課後子ども総合プラン等)が大きく変わる中、国の動き等について市町村に適宜情報提供したほか、全市町村訪問により、事業の方向性や予算化に向けた考え方を確認し合うことができた。 	<p>1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災等の安全性の確保や学習活動の充実等に向けて、学校とのさらなる連携が必要。 	<p>1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27からは、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されるため、一定水準の質が確保されるよう、厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針(H27)」や「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」について、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。 	<p>1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 	生涯学習課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
51	<p>項(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	<p>1 「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」の改訂を実施するとともに学校の実態に応じて各校の「学校防災マニュアル」の見直しを図る。</p> <p>2 「高知県安全教育プログラム」を活用した更なる安全教育の推進と定着を図る。</p>	<p>「安全教育プログラム」の学校における実施活用率を上げるための取組が必要である。</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形</p> <p>●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 平成26年3月に策定した「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」をもとに、各学校において「学校防災マニュアル」の見直しを実施した。</p> <p>2 26年2月に策定した「高知県安全教育プログラム(気象災害編)(交通安全編)(生活安全編)」について活用と指導の充実を働きかけた。</p>	<p>実施後の分析、検証</p> <p>1 各学校の防災マニュアルの点検・評価を実施することにより、一層効果的なものへと改訂することができた。</p> <p>2 安全教育で指導すべき内容、指導方法等を明確に示すことができ、各学校の今後の安全教育推進の後押しとなった。</p>	<p>H27年度実施計画</p> <p>1 各学校の改訂した防災マニュアルの年度当初の見直しと点検を継続して実施していく必要がある。</p> <p>2 「高知県安全教育プログラム」を活用した更なる安全教育の推進と定着を図る。</p>	<p>実施上の課題等</p> <p>「安全教育プログラム」の学校における実施活用率を上げるための更なる取組が必要である。</p>	学校安全対策課	42
52	<p>項(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言</p> <p>学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p> <p>県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。</p>	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	<p>不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。</p> <p>不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領について再確認ができた。</p>	<p>不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領の再確認を行うとともに、警察署と学校との連絡体制構築にもつながった。</p>	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	生活安全企画課	42
53	<p>項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進</p> <p>内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進</p> <p>学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。</p> <p>また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。</p>	<p>記載内容の定期的な点検、必要に応じて様々なケースを想定した見直し等を要請していく。</p> <p>また、緊急時、教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう教職員への周知徹底等について要請していく。</p>	特になし。	<p>学校訪問等において、南海地震対策の推進にあわせて生徒の身の安全確保の視点に立った対応を要請した。</p>	<p>各学校ともすでに危機管理マニュアルを作成しているが、様々なケースを想定した内容の充実を図る必要がある。</p>	<p>記載内容の定期的な点検、必要に応じて様々なケースを想定した見直し等を要請していく。</p> <p>また、緊急時、教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう教職員への周知徹底等について要請していく。</p>	特になし。	私学・大学支援課	43
54	<p>項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進</p> <p>内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進</p> <p>学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。</p> <p>また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。</p>	<p>1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。</p> <p>3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。</p>	<p>1及び2 各障害福祉事業所等の間で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。</p>	<p>福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。</p>	<p>防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。</p>	<p>1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。</p> <p>3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。</p>	特になし。	障害保健福祉課	43

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
55	項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	運営管理上の危機管理の視点をもつよう指導している。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	43
56	項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村訪問などを通じ、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成の園に対しても内容の充実を図る必要がある。	1 全市町村を訪問し、保育所・幼稚園(私立を除く)・認定こども園(私立を除く)の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請(7月～8月:34市町村)。 2 危機管理マニュアルがまだ整備されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じてマニュアル整備を要請。 3 全私立幼稚園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングの場で、安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請(8月～9月:31園)	危機管理マニュアルについては、95.2%の園で作成されているが、記載内容が十分ではない園もある。 また、未作成の園については、作成内容が分からない園もあり、今後も助言、要請が必要である。	危機管理マニュアルが整備されていない保育所・幼稚園がある市町村には、市町村ヒアリングの場等を通じ、作成を要請する。	マニュアル未作成の園に対しては、作成を強く要請するとともに、マニュアル作成の園に対しても内容の充実を図る必要がある。	幼保支援課	43
57	項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、防犯や防災の視点が盛り込まれたマニュアルを策定するよう市町村に周知、啓発を行う。 ・マニュアル策定に必要な情報を市町村に提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別にマニュアルを作成することが難しい。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村における安全管理マニュアルの策定を促進するため、市町村担当者や指導員等を対象とした研修を実施した。 安全管理や危機管理のマニュアルを作成している市町村の事例を提供することで、マニュアル策定の必要性を感じていただくことができた。 (7/17 35名参加、研修満足度 76%)	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所だけでは実施が困難な研修や防災の取組に対して支援を充実してきたが、地域の人々によって運営されているため、マニュアルの作成や危機に対する備えがどの程度できているかの把握が難しい。 ・防災等の安全性の確保や学習活動の充実等に向けて、学校とのさらなる連携が必要。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、防犯や防災の視点が盛り込まれたマニュアルを策定するよう、実施主体である市町村等に対して引き続き周知・啓発を行う。 ・マニュアル策定に必要な情報を市町村に提供する。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別にマニュアルを作成することが難しい。	生涯学習課	43
58	項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 各学校における危機管理マニュアルの見直しについて訓練及び研修会等を通して指導を行う。	より実行性のある「危機管理マニュアル」となるよう全ての学校で毎年見直しを行うよう点検・指導が必要である。	1 各学校における「危機管理マニュアル」を各種研修会等を通して指導を行った。 2 「学校安全教室推進講習会」は中止となったが、研修会で配付を予定していた資料を各市町村教育委員会に送付し啓発を行った。	1 各種研修会の開催により、各学校におけるマニュアル見直しのきっかけづくりとなった。	1 各学校における危機管理マニュアルの見直しについて各種研修会等を通して指導を行う。	より実行性のある「危機管理マニュアル」となるよう全ての学校で毎年見直しを行うよう点検・指導が必要である。	学校安全対策課	43

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
59	項 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	1 学校管理者及び教職員に対する ①危機管理マニュアルの策定指導 ②不審者対応に関する指導	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。 2 不審者対応訓練等を通じて指導を行った。 不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領についての再確認ができた。	不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領の再確認を行うとともに、警察署と学校との連絡体制構築にもつながった。	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	生活安全企画課	43
60	項 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	不審者侵入がいつでも起こりうることを認識し、必要な侵入防止訓練を行うよう要請していく。	特になし。	学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施を要請した。	学校により、又、年度により実施できていない。	不審者侵入がいつでも起こりうることを認識し、必要な侵入防止訓練を行うよう要請していく。	特になし。	私学・大学支援課	43
61	項 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	1及び2 各障害福祉事業所等の中で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課	43
62	項 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導している。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	43
63	項 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、安全対策を徹底するよう市町村に周知、啓発を行う。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別に訓練を行うことは難しい。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村における安全管理マニュアルの策定を促進するため、市町村担当者や指導員等を対象とした研修を実施した。 安全管理や危機管理のマニュアルを作成している市町村の事例を提供することで、学校や地域と連携して取り組む必要性を感じていただくことができた。(7/17 35名参加、研修満足度 76%)	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、各現場における安全対策への取り組みがどの程度できているかの把握が難しい。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、安全対策を徹底するよう市町村に周知、啓発を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別に訓練を行うことは難しい。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	生涯学習課	43
64	項 (2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	1 「学校安全教室推進講習会」を開催し、各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動の啓発を行う。	学校における、不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の向上を図るため、「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え市町村に指導・支援を行う必要がある。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月4日に開催を予定していたが、台風12号の影響により中止となった。 そこで、本会にて配付する予定であった資料を各教育委員会に送付し、啓発を図った。	1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動や不審者への対応についての啓発となった。	1 各学校における、不審者侵入を想定した対応や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発を行う。	学校における、不審者侵入防止等の防犯に関する危機意識の向上を図るため、「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え市町村に指導・支援を行う必要がある。	学校安全対策課	43

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
65	<p>項(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 進</p> <p>内 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 容 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。</p>	不審者対応訓練の実施	学校側との連携	<p>不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。</p> <p>不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領についての再確認ができた。</p>	<p>不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領の再確認を行うとともに、警察署と学校との連絡体制構築にもつながった。</p>	不審者対応訓練の継続実施	学校側との連携	生活安全企画課	43
66	<p>項(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進</p> <p>内 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。</p>	地域の自治会等との連携を深め、地域の学校として見守り活動につなげる取組を要請する。	私立学校の生徒は広範囲から通学しており、地域の自治会等との連携に難しい面がある。	学校訪問等において、地域の自治会等との連携による見守り活動の取組を要請した。	地域活動への参加は18校中8校が実施しているが、私立学校の生徒は広範囲から通学しており、見守り活動においては、地域の自治会等との連携に難しい面がある。	地域の自治会等との連携を深め、地域の学校として見守り活動につなげる取組を要請する。	私立学校の生徒は広範囲から通学しており、地域の自治会等との連携に難しい面がある。	私学・大学支援課	43
67	<p>項(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進</p> <p>内 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。</p>	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	1及び2 各障害福祉事業所等の中で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課	43
68	<p>項(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進</p> <p>内 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。</p>	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導している。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	43
69	<p>項(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進</p> <p>内 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。</p>	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみをつくる。(=事業の推進) ・指導員等を対象とした安全研修や、市町村への情報提供を行う。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみづくりの支援を行った。(=事業の推進)	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・学校や地域との連携や安全対策等を進めるか否かは、市町村担当者の意識の差によるところが大きい。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみをつくる。(=事業の推進) ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	生涯学習課	43
70	<p>項(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進</p> <p>内 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。</p>	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催する。 2 スクールガードの組織がない小学校を所管する市町村教育委員会に継続して働きかける。	1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 スクールガードの組織率が全ての小学校区で組織されるよう、啓発が必要である。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月4日に開催を予定していたが、台風12号の影響により中止となった。 そこで、本会にて配付する予定であった資料を各教育委員会に送付し、啓発を図った。 2 スクールガードの組織がない小学校を所管する市町村教育委員会へ実態を確認するとともに学校への指導について働きかけを行った。	1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動や不審者への対処についての啓発となった。 2 スクールガードの組織がない小学校を所管する市町村教育委員会へ組織の育成について働きかけ改善を図ることができた。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催する。 2 スクールガードの組織について市町村教育委員会を通じて充実・強化を働きかける。	1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 全ての小学校区で組織されているスクールガードの組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課	43

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
71	項(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路の安全活動の実施	継続実施による活動の定着化	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 各防犯活動団体において、積極的な見守り活動が行われた。	関係機関との連携による子ども見守り活動のほか、各防犯活動団体等による積極的な見守り活動が行われた。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路の安全活動の実施	継続実施による活動の定着化	生活安全企画課	43
72	項(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	各種教室(交通安全、薬物乱用防止等)や行事の中で、防犯教育の定着を要請していく。	様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。	学校訪問等において、継続的な防犯教育の実施を要請した。	学校により、又、年度により実施できていない。 様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。	各種教室(交通安全、薬物乱用防止等)や行事の中で、防犯教育の定着を要請していく。	様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。	私学・大学支援課	43
73	項(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	1及び2 各障害福祉事業所等の中で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課	43
74	項(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	マニュアル等の整備はできている。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	43
75	項(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	市町村訪問等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施率及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率ともにさらに向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある。	1 全市町村を訪問し、保育所・幼稚園(私立を除く)・認定こども園(私立を除く)の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請(7月～8月:34市町村)。 2 危機管理マニュアルがまだ整備されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じてマニュアル整備を要請。 3 全私立幼稚園・私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングや研修会等の場で、安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請(8月～9月:31園) 市町村訪問、私立幼稚園ヒアリングや研修会等を通じて、各園に対し、一定安全教育の充実についての意識の醸成を図ることができた。	子どもに対する防犯教室の実施率は78.9%、教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率は76.2%であることから、引き続きあらゆる場面を通じて防犯教室等の開催の必要性を十分に理解してもらい、実施に向けて要請をしていく必要がある。	市町村ヒアリング等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園等における安全管理・安全教育の必要性の周知を図るとともに、防犯教室等の実施を要請する。	子どもに対する防犯教室の実施及び教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率ともに更に向上させるため、必要性の理解を十分に図る必要がある。	幼保支援課	43

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
76	項(4) 児童等への安全教育の充実 目 ①防犯教室等の開催 内容 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、安全対策を徹底するよう市町村に周知、啓発を行う。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別に訓練を行うことは難しい。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村における安全管理マニュアルの策定を促進するため、市町村担当者や指導員等を対象とした研修を実施した。 安全管理や危機管理のマニュアルを作成している市町村の事例を提供することで、学校や地域と連携して取り組む必要性を感じていただくことができた。(7/17 35名参加、研修満足度 76%)	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、安全対策への取り組みがどの程度できているかの把握が難しい。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」及び「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」に基づき、安全対策を徹底するよう市町村に周知、啓発を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・実施場所は地域の人々によって運営されているため、個別に訓練を行うことは難しい。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。	生涯学習課	43
77	項(4) 児童等への安全教育の充実 目 ①防犯教室等の開催 内容 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催	「防犯教室」の開催等の実施率が減少するなど、学校における、防犯に関する取組の優先順位が低下していることから「学校安全教室推進講習会」等の機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月4日に開催を予定していたが台風12号の影響により中止となったため、講習会で配付予定であった資料を各市町村教育委員会に送付し啓発を図った。	1 「学校安全教室推進講習会」が台風12号のため中止となったことから講習会で配付予定としていた資料を各市町村教育委員会に配付することで、教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進のための啓発となった。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催	「防犯教室」の開催等の実施率が減少するなど、学校における、防犯に関する取組の優先順位が低下していることから「学校安全教室推進講習会」等の機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	学校安全対策課	43
78	項(4) 児童等への安全教育の充実 目 ①防犯教室等の開催 内容 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	誘拐被害防止教室の継続実施	学校側との連携	各署において、誘拐被害防止教室や誘拐防止内容の寸劇「防犯特捜モルマン」を実施した。 児童等に対して効果的な安全教育を実施できた。	各署において誘拐被害防止教室を実施し、自動等が犯罪の被害にあわなかったための体験型の効果的な安全教育が実施できた。	誘拐被害防止教室の継続実施	学校側との連携	生活安全企画課	43
79	項(4) 児童等への安全教育の充実 目 ②安全マップ作成の促進 内容 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	「地域安全マップ」作成・活用及び有用性について「学校安全教室推進講習会」等を通して周知していく。	学校における「安全マップ」作成に向け、有効性や作成方法について周知し、作成に向けた一層の働きかけが必要である。	「地域安全マップ」作成・活用について周知した。 「安全マップ」作成率:小学校43%	「地域安全マップ」作成・活用について周知したが昨年度と大きな変化は見られなかった。	「地域安全マップ」の意義や実施方法及び作成・活用・有用性について「学校安全教室推進講習会」等を通して周知徹底していく。	学校における「安全マップ」作成に向け、有効性や作成方法について周知し、作成に向けた一層の働きかけが必要である。	学校安全対策課	44
80	項(4) 児童等への安全教育の充実 目 ②安全マップ作成の促進 内容 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	1 安全マップの作成にかかる指導の実施	学校側との連携	1 「子ども110番の家」についての情報提供を行い、安全マップ作成にかかる指導を実施した。 各署において、地域の犯罪情勢に即した情報提供を行い、安全教育に貢献できた。	地域の犯罪情勢に即した安全マップの作成ができた。	安全マップの作成にかかる指導の実施	学校側との連携	生活安全企画課	44
81	項(5) 防犯環境整備の促進 内容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	施設・設備の整備、安全点検の継続した実施を要請するとともに、学校安全対策の取組に対する補助制度を継続していく。	特になし。	1 学校訪問等において、施設の安全点検の実施を要請した。 2 学校安全対策として、防犯カメラ、防犯ベルの設置、警備等の費用に助成した。	各学校とも防犯環境の整備や安全点検の重要性を十分認識しており、必要に応じて整備等を行っているが、年度により安全点検が実施できていない学校がある。	施設・設備の整備、安全点検の継続した実施を要請するとともに、学校安全対策の取組に対する補助制度を継続していく。	特になし。	私学・大学支援課	44

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
82	項(5) 防犯環境整備の促進 目 学校等へ不審者が侵入して、児童等 内 へ危害を加えることを防ぐため、学校等 容 の設置・管理者に対して、施設・設備の 整備と定期的な安全点検を実施するよ う、働きかけます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉 サービス事業所等で、社会福祉施設防災 対策指針に基づく防災マニュアルが作成さ れるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニ ュアルとして、事故防止マニュアルや感染症 予防マニュアルなどが策定されているか、 防災マニュアルなどが策定されているか、 防犯に配慮した取組を行っているか確認を 行う。	1及び2 各障害福祉事業所等の中で、 防災対策マニュアルの完成度合いが異 なることから、参考となる防災マニュアル を示すことを検討。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対 策指針に基づく防災対策マニュアル、事故 防止マニュアル、感染症予防マニュアルな どの策定及び取組状況については実地指 導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、 各障害福祉サービス事業所等がそれ ぞれの事業所の立地条件や災害の 際の危険性を把握し、対応策の検 討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉 サービス事業所等で、社会福祉施設防 災対策指針に基づく防災対策マニユ アルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマ ニュアルとして、事故防止マニュアルや 感染症予防マニュアルなどが策定され ているか、防災マニュアルなどが策定さ れているか、防犯に配慮した取組を行っ ているか確認を行う。	特になし。	障害保 健福祉 課	44
83	項(5) 防犯環境整備の促進 目 学校等へ不審者が侵入して、児童等 内 へ危害を加えることを防ぐため、学校等 容 の設置・管理者に対して、施設・設備の 整備と定期的な安全点検を実施するよ う、働きかけます。	1 児童養護施設等に対して、指導監査実 施時に「児童福祉施設等における児童の 安全の確保について」の点検項目にある 施設整備面における安全確保がとれてい るか状況を確認し、指導を図る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交 換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	指導監査実施時等に確認し指導した。	施設設備面での安全確保はできてい る。	1 児童養護施設等に対して、指導監査 実施時に「児童福祉施設等における児 童の安全の確保について」の点検項目 にある施設整備面における安全確保が とれているか状況を確認し、指導を図 る。	1 関係機関との間で、情報の迅速な交 換ができる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家 庭課	44
84	項(5) 防犯環境整備の促進 目 学校等へ不審者が侵入して、児童等 内 へ危害を加えることを防ぐため、学校等 容 の設置・管理者に対して、施設・設備の 整備と定期的な安全点検を実施するよ う、働きかけます。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基 準(H22)」を、実施主体である市町村等に対 して引き続き周知徹底し、必要な助言を行 う。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度 当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校 や地域との連携を進める必要がある。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村における安全管理マニュアルの策 定を促進するため、市町村担当者や指導 員等を対象とした研修を実施した。 安全管理や危機管理のマニュアルを作 成している市町村の事例を提供するこ とで、学校や地域と連携して取り組む必要 性を感じていただくことができた。 (7/17 35名参加、研修満足度 76%)	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・安全対策を進めるか否かは、市 町村担当者の意識の差によるところ が大きい。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基 準(H22)」を、実施主体である市町村等 に対して引き続き周知徹底し、必要な助 言を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認 定資格研修において、安全・安心への 対応を学ぶ機会を提供する。	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年 度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学 校や地域との連携を進める必要がある。	生涯学 習課	44
85	項(5) 防犯環境整備の促進 目 学校等へ不審者が侵入して、児童等 内 へ危害を加えることを防ぐため、学校等 容 の設置・管理者に対して、施設・設備の 整備と定期的な安全点検を実施するよ う、働きかけます。	1 学校の施設・設備等について毎学期1 回以上の安全点検を実施するよう、周知徹 底を継続する。	1 アンケート等により取組状況を把握 し、全ての学校において実施されるよう、 また、学校における安全点検の質の向上 を図るよう、市町村等を通して働きかけ る必要がある。	1 研修会等あらゆる機会をとらえて、学 校の施設・設備等について毎学期1回以 上の安全点検を実施するよう働きかけた。	1 学校の施設・設備等について毎学 期1回以上の安全点検を実施するよ う周知徹底したことにより、点検実施 率の向上が図られた。	1 学校の施設・設備等について毎学期 1回以上の安全点検を実施するよう、周 知徹底を継続する。	1 アンケート等により取組状況を把握 し、全ての学校において実施されるよう、 また、学校における安全点検の質の向 上を図るよう、市町村等を通して働きか ける必要がある。	学校安 全対策 課	44

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
86	<p>項(1) 通学路等における児童等の安全の目 確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>市町村訪問等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の推進と指針の周知を図る。</p>	<p>幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等の更なる意識の向上</p>	<p>●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>1 全市町村を訪問し、保育所・幼稚園(私立を除く)・認定こども園(私立を除く)の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知(7月～8月:34市町村) 2 全私立幼稚園・私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングや研修会等の場で、安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知(8月～9月:31園)</p>	<p>市町村訪問やヒアリング、研修会等を通じて保育者・保護者等に対し、安全確保のための指針の周知を図り、意識の醸成を図ることができた。</p>	<p>市町村訪問等を通じ、保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の推進と指針の周知を図る。</p>	<p>幼児の交通安全確保についての保育者・保護者等の更なる意識の向上</p>	幼保支援課	45
87	<p>項(1) 通学路等における児童等の安全の目 確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」を、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」を市町村に周知することで、登所・降所の方法(時間、道順、お迎えの有無など)を明確にし、関係者間の連絡体制などを整備しておくよう啓発を行った。 市町村担当者に認識してもらうことで、より安全・安心な放課後の居場所づくりを進めることができた。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・安全対策を進めるか否かは、市町村担当者の意識の差によるところが大きい。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準(H22)」を、実施主体である市町村等に対して引き続き周知徹底し、必要な助言を行う。 ・H27から実施する放課後児童支援員認定資格研修において、安全・安心への対応を学ぶ機会を提供する。</p>	<p>1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村担当者が異動したところは、年度当初から十分な説明が必要。 ・実施場所の安全確保のためには、学校や地域との連携を進める必要がある。</p>	生涯学習課	45
88	<p>項(1) 通学路等における児童等の安全の目 確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2「学校安全教室推進講習会」における情報提供</p>	<p>1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 スクールガードの組織率が全ての小学校区で組織されるよう、啓発が必要である。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用。 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、リーダーの役割や、地域の見守り活動の充実について共通認識を図った。 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施。 2「学校安全教室推進講習会」で配付を予定していた資料を各市町村教育委員会に送付し啓発に活用した。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用ができた。 2「学校安全教室推進講習会」配付予定資料を送付することで、最新の情報提供を行うことができた。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 2「学校安全教室推進講習会」における情報提供</p>	<p>1 地域の活動にスクールガード・リーダーが効果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけていく必要がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。</p>	学校安全対策課	46
89	<p>項(1) 通学路等における児童等の安全の目 確保のための指針の周知及び助言</p> <p>通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。</p>	<p>広報媒体、防犯教室等による指針の周知を図る。</p>	<p>効果検証が困難</p>	<p>地域安全ニュース等の配布により、指針の周知を行った。 周知が図られたどうかの効果についての検証が困難であり、不明である。</p>	<p>地域安全ニュース、ミニ広報紙等における掲載等により周知を図るも、その効果の検証が困難であるが、継続した掲載や、防犯教室等により今後も周知を図る。</p>	<p>各種広報媒体、防犯教室等による指針の周知を図る。</p>	<p>効果検証が困難</p>	生活安全企画課	36
90	<p>項(2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進</p> <p>①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続とスクールガード養成講習会の開催</p>	<p>1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 小学校におけるスクールガード(学校安全ボランティア)組織率80%であることから「学校安全教室推進講習会」「スクールガード・リーダー連絡協議会」等の機会を捉え啓発を行い100%をめざす。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用ができた。 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催(5月12日) ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 2 スクールガードの組織が無い学校を所管する市町村へ実態把握及び学校への指導について働きかけを行った。</p>	<p>・登下校の見守り活動について、スクールガード・リーダー間の情報共有及び啓発を図ることができた。 ・小学校におけるスクールガード(学校安全ボランティア)の組織率が100%となった。</p>	<p>1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施</p>	<p>1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。</p>	学校安全対策課	45

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
91	項 (2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ①学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路の安全活動の実施	継続実施による活動の定着化	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 各防犯活動団体等において、積極的な見守り活動が行われた。	関係機関と連携による子ども見守り活動のほか、各防犯活動団体等による積極的な見守り活動が行われた。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路見守り活動の実施	継続実施による活動の定着化	生活安全企画課	45
92	項 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続とスクールガード養成講習会の開催	1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 小学校におけるスクールガード(学校安全ボランティア)組織率80%であることから「学校安全教室推進講習会」「スクールガード・リーダー連絡協議会」等の機会を捉え啓発を行い100%をめざす。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用。 ・22市町村168校で40名のスクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催(5月12日) ・学校安全活動の取組実施 ・市町村へのスクールガード組織立ち上げの啓発を実施	・スクールガード・リーダー間の情報共有及び啓発を図ることができた。 ・小学校におけるスクールガード(学校安全ボランティア)の組織率が100%となった。	1「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施とスクールガード養成講習会の開催	1 地域のボランティアと学校との連携が不十分な市町村がある。 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化について、継続して働きかけていく必要がある。	学校安全対策課	45
93	項 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路の安全活動の実施	継続実施による活動の定着化	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 各防犯活動団体等において、積極的な見守り活動が行われた。	関係機関と連携による子ども見守り活動のほか、各防犯活動団体等による積極的な見守り活動が行われた。	1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路見守り活動の実施	継続実施による活動の定着化	生活安全企画課	45
94	項 (2) 通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	1 スクールサポーターによる通学路等におけるパトロール活動の実施	1 現在、県内に計16名のスクールサポーターが配置されているが、16名では全所属への配置がきかず、1警察署が不在である。	各警察署及び少年サポートセンターにおいて、児童生徒の登下校時間帯に合わせた街頭補導活動を計画し、通学路等における児童等への声かけを実施。	登下校時間帯に合わせた補導活動を実施することにより、児童生徒への声かけを積極的に行うことができるようになったほか、児童等にとってもなじみの顔として認識することができ、地域における子どもの見守り活動として効果的であった。	スクールサポーターによる通学路等におけるパトロール活動の実施	現在、県内に計16名のスクールサポーターが配置されているが、16名では全所属への配置がきかず、1警察署が不在である。	少年課	45
95	項 (2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 内 ③セーフティステーション活動の促進 「こども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所(セーフティステーション)が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	1 こども110番のいえ・くるまの設置促進 2 不審者情報提供	こども110番のいえについては、その住所の公表等について問題がある。	1 こども110番のいえについて、設置促進の働きかけを行った。 2 こども110番のくるまについて、設置促進の働きかけを行った。 3 学校側との連携による広報に努めた。	設置については微減となっているものの、事業者独自で見守り活動を行っているものもある。	1 こども110番のいえ・くるまの設置促進 2 県警HP・あんしんFメール等による不審者情報提供	こども110番のいえの公表方法、学校側への情報提供方法等を考慮する必要がある。	生活安全企画課	45

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ	
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等			
96	項(3) 通学路等の環境整備の促進 目 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1. 道路管理者(県)が実施すべき144箇所のうち対策未完了23箇所について、安全対策を実施する。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	1. 残る23箇所については、歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、時間を要する。 2. 特になし。	●アウトプット(結果) ●インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) ●アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	1. H24緊急合同点検により抽出された要対策箇所639箇所のうち道路管理者(県)が実施すべき144箇所について、122箇所対策完了。 2. ボランティアの登録団体数が658団体となり、そのうち402団体が延べ3,884回の道路美化作業を行った。	1. 対策未完了箇所については歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、進捗が思うようにならなかった。 2. 前年度と比較して登録団体数は16の増となったが、全体での活動回数が846の減となった	1. 道路管理者(県)が実施すべき144箇所のうち対策未完了22箇所について、安全対策を実施する。 2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。	1. 残る22箇所については、歩道設置・拡幅など用地買収を伴う大規模な対策であるため、時間を要する。 2. 特になし。	道路課	45
97	項(3) 通学路等の環境整備の促進 目 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った(6月) 2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知(5月)	1 指定管理者との協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。 2 維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		公園 下水道課	45	
98	項(3) 通学路等の環境整備の促進 目 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携して状況把握を行っていく。 2 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定を図る。	学校等と、保護者や地域、関係機関が連携して取り組む仕組みづくりが必要である。市町村規模も含め取組に温度差がある。	・平成24年度に実施された緊急合同点検で抽出された639ヶ所への、その後の対応や推進体制の継続性について啓発した。	・取組結果、公立小学校での通学路の安全点検実施率は99%であった。	1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携して状況把握を行っていく。 2 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定を図る。	学校等と、保護者や地域、関係機関が連携して取り組む仕組みづくりが必要である。市町村規模も含め取組に温度差がある。	学校 安全対策課	45	
99	項(3) 通学路等の環境整備の促進 目 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	通学路等における児童等の見守り活動に併せた危険箇所の把握及び関係機関への連絡	関係機関の連携	1 通学路安全の日において見守り活動を実施した。 2 関係者との連携により、児童等の見守り活動を実施した。 各防犯活動団体等により積極的な見守り活動が行われ、同時に、通学路安全点検も実施された。	各防犯活動団体等において、見守り活動が行われており、また、青色回転灯装備車によるパトロールにおいても危険箇所の点検を行っている。	通学路等における児童等の見守り活動に併せた危険箇所の把握及び関係機関への連絡	関係機関との連携	生活 安全企画課	45	

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
100	項(1) 広報・啓発の充実 目 テレビやラジオなどのメディア、県の内 広報紙、ホームページなどの様々な 広報媒体を活用した地域ぐるみで子 どもを守る意識を高めます。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくりニュース」発 行(13万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報 を発行(100部×年2回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び 作成、配付	子どもの安全確保については、これま だにも繰り返し広報されてきたことであり、広 報紙などで関心を誘うような工夫した紙面 づくりに努める必要がある。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の 第1号(6月)、第2号(8月)、第3号(11 月)、第4号(2月)計466,000部発行 ・会報「安全安心まちづくりだより」(5月号 外、6月、8月、10月)各250部発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集 応募111作品。最優秀作品は、ポスター として関係機関に配布(配布数1,202枚) 5 地域の集まりや会合の場に出向き、 犯罪概況や防犯対策、子どもを犯罪から 守る取組について説明する出前講座を実 施(計11回) 6 イオンモール高知専門店街1階南コ ートで開催した「安全安心まちづくりひろば」 において、安全安心まちづくりパネル展を 行い、犯罪の発生状況や防犯対策、悪質 商法の手口、防犯活動に取り組む団体な どについて紹介 7 平成26年度高知県安全安心まちづ くり推進会議総会において、子どもを犯罪 から守る取組についての講演を通して、 構成員である市町村・地域活動団体等 に向けて犯罪防止に配慮した環境対策の 必要性を説明 広報紙、会報において各地区の活動紹 介を積極的に行い、活動の活性化につな げた。	1 広報紙、会報において、各地区の 活動紹介を積極的に行い、活動の活 性化につなげた。 2 全国的には子どもが被害者となる 悲惨な事件・事故が相次いで発生し ていることから、子どもの安全確保に 向けた取組は、弛まぬ継続が求めら れる。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくりニュース」 発行(11万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会 報を発行(250部×年4回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及 び作成、配付 5 「安全安心まちづくりひろば」での広報	子どもの安全確保については、これ までにも繰り返し広報されてきたこと であり、広報紙などで関心を誘うよう な工夫した紙面づくりに努める必要 がある。	県民生 活・男 女共同 参画課	46
101	項(1) 広報・啓発の充実 目 テレビやラジオなどのメディア、県の内 広報紙、ホームページなどの様々な 広報媒体を活用した地域ぐるみで子 どもを守る意識を高めます。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催 について、ホームページでの公開 2 各学校の取組等についてメディアへの 積極的な情報提供の実施	各市町村・学校の取組内容について、県 が情報収集できる仕組みづくりが必要であ る。	1 各学校の取組等についてメディアへの 積極的な情報提供を行った。	各学校の取組等についてメディアへ の積極的な情報提供を実施すること により、県民への広報・啓発の一助と なった。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開 催について、ホームページでの公開 2 各学校の取組等についてメディアへの 積極的な情報提供の実施	各市町村・学校の取組内容につい て、県が情報収集できる仕組みづく りが必要である。	学校安 全対策 課	46
102	項(1) 広報・啓発の充実 目 テレビやラジオなどのメディア、県の内 広報紙、ホームページなどの様々な 広報媒体を活用した地域ぐるみで子 どもを守る意識を高めます。	継続した不審者情報の提供	不審者情報のHP掲載等についての広報	1 HPIにより不審者情報の提供を行っ た。 2 ラジオ等による広報を行った。 3 あんしんFメールによる情報発信を 行った。 4 あんしんFメールの登録促進を行っ た。 あんしんFメールの利用者数は、前年比 123人増となった。	あんしんFメールの登録者数は、前年 比で123人増となっており、今後も更 なる広報、働きかけ等により登録者 の確保を行う。	継続した不審者情報の提供	不審者情報のHP掲載等についての 広報	生活安 全企画 課	46
103	項(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 目 ①子どもへの虐待をさせないという気 運を高めるための取組の実施 内容 地域社会において、子どもへの虐 待をさせないという気運を高めるた めの広報啓発を行います。	1 人権啓発センターとのタイアップによる、 テレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広 報 2 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 8月号 子どもと家庭の110番 11月号 児童虐待通告義務 3 官民協働による「オレンジリボン運動」の 実施	1 虐待相談は近年増加しているものの、 様々な要因が絡み合っている結果であり、 当該事業だけをとりとらえての効果を把握す ることが難しい。 2 児童をとり巻く環境は以前として厳しい 状況にあることから、取り組みの強化・拡 充等を検討していく必要がある。	1 人権啓発センターによる、テレビ・ラジ オによる虐待通告義務等の広報。 2 県報「さんSUN高知」等への掲載 10月号 オレンジリボン運動 11月の児童虐待防止推進月間に合わ せ、ラジオ広報を実施。 3 官民協働による「オレンジリボン運動」 を実施 CM放映実施	児童虐待防止についての気運を醸成 できている。	1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 8月号 子どもと家庭の110番 11月号 児童虐待通告義務 (又はオレンジリボン運動) 2 官民協働による「オレンジリボン運動」 の実施	1 虐待相談は近年増加しているも のの、様々な要因が絡み合っている結 果であり、当該事業だけをとりとらえての 効果を把握することが難しい。	児童家 庭課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
104	項目 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 内容 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う。 交付決定額:110,138,250円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施する。 ・会長等研修の開催 ・中堅研修の開催 ・新任3年目研修の開催 ・新任2年目研修の開催(6地域で実施) ・新任1年目研修の開催 ・新任主任児童委員研修の開催 ・ブロック別研修会の開催(高知県民生委員児童委員協議会連合会主催研修への協力)(6ブロックで実施)	1 民生委員・児童委員活動の住民への周知 2 民生委員活動の温度差 3 民生委員・児童委員の後継者不足	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う。 交付額:108,822,204円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施する。 ・会長等研修(11/17 151名参加) ・中堅研修(8/21、9/9 156名参加) ・新任研修 1年目研修(1/9 55名参加) 2年目研修(8/27～10/30 7ヶ所 490名参加) 3年目研修(9/16 35名参加) ・新任主任児童委員研修(1/9 3名参加) (以下、県民児連主催研修) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月～9月 1,600名参加) ・主任児童委員研修(9/29 172名)	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対し助成を行うことで民生委員・児童委員約1,700人の活動を支援することができた。 2 民生委員・児童委員の資質を向上するために、研修を実施した。特に新規に民生委員・児童委員となった方に対しても、新任の3年間は毎年研修を実施し、きめ細やかな対応を行っている。	1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行う。 交付決定額:110,430,250円(45団体) 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施する。 ・会長等研修の開催 ・中堅研修の開催 ・新任3年目研修の開催(7地域で実施) ・新任2年目研修の開催 ・新任1年目研修の開催 ・新任主任児童委員研修の開催 ・ブロック別研修会の開催(高知県民生委員児童委員協議会連合会主催研修への協力)(7ブロックで実施)	1 民生委員・児童委員活動の住民への周知 2 民生委員活動の温度差 3 民生委員・児童委員の後継者不足	地域福祉政策課	46
105	項目 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 内容 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知県以外の市町村にも働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援 香南市(夜須中学校区以外)、香美市、土佐市、須崎市及び南国市での設置を働きかける。	1 福祉専門職の採用・配置が難しいことに加え、人事異動によって培われたノウハウを十分に引き継ぐことができないなど、市町村の児童相談担当部署の職員の専門性の維持向上が難しい。	香南市(夜須中学校区)での運営を支援できた。	高知市以外の市町村での設置に向け、児童相談所による運営支援を行うことができた。	1 中央児童相談所に市町村支援のための専門職員を配置し、人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知市や香南市以外の市町村にも働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援する。	1 福祉専門職の採用・配置が難しいことに加え、人事異動によって培われたノウハウを十分に引き継ぐことができないなど、市町村の児童相談担当部署の職員の専門性の維持向上が難しい。	児童家庭課	46
106	項目 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 内容 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	・高知県PTA研究大会において県のいじめ防止等の取組について周知を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を働きかける。 ・小中学校PTA、高等学校PTAともに、地区別研修会においていじめ防止等、子どもたちの健全育成への取組について協議する。	・各社会教育関係団体等に対する情報提供を行う場の確保。	・就学前から高校までの保護者を対象とする高知県PTA研究大会において、非行や問題行動の改善に向けた県教育委員会の取組について説明し、各機関が連携した取組の重要性について理解を深めることができた。 平成26年7月13日(日) 参加者:316人 ・小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」県内7地区で、「いじめから子どもを守るためにPTAでできること」等のテーマで、協議を実施することができた。 参加者:558人 ・生活指導に関わるPTA会員で組織されている高校生育成員の地区別研修会(安芸・香長・高吾地区)において、いじめ防止に向けた取組についてやネット問題に関するテーマで、保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。 参加者:298人	・グループ協議において、教員・保護者・行政が共通の課題意識をもって協議することができ、具体的な取組が提案された。	・高知県PTA研究大会において県のいじめ防止等の取組について周知を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を働きかける。 ・小中学校PTA、高等学校PTAともに、地区別研修会においていじめ防止等、子どもたちの健全育成への取組について協議する。	・研修会後のフォローアップ調査等により、単位PTAでの活動状況を把握しながら、研修会での提案を具体的な活動に反映させるための手立が必要	生涯学習課	46
107 108 109 110	項目 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 内容 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	県教委が、県下34市町村で開催される要保護児童対策地域協議会に参加し、要保護児童の状態や市町村・学校の支援状況等を把握し、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。 要保護児童が多い高知市においては、中央児相、高知市、警察の三者会議に参加し、新規ケースについてより早急に実態把握を行う。 高知県いじめ問題対策連絡協議会(仮)において、いじめ防止等に関係する機関及び団体の情報共有と連携した取組の推進を図る。	各機関が連携した実効的な支援や、迅速かつ適切な情報共有において課題がある。	要保護児童の実態を把握することで、緊急対応を要するケースについては、県教委から主管部署に早急な対応を依頼した。要保護児童対策地域協議会に参加する関係者会議において、県教委としての参加態勢等について確認したり、中央児相にも参加してもらい連携を図ったりできた。 高知県いじめ問題対策連絡協議会を3回開催し、関係機関によるいじめ防止対策の取組状況の確認や課題、今後の計画について協議した。	緊急を要する児童については、地教委をはじめ要対協に参加した部署から早急に情報が入り、県教委として素早く対応することができた。 いじめ問題対策連絡協議会は各関係機関のいじめ防止のための取組の検証の場となり、いじめ根絶に向けた関係者の意識の高揚につながった。また、「いじめ防止こどもサミット」で採択した「いじめ防止のための社会づくり宣言」について本協議会で原案を起草するなど具体的な取組を行うことができた。	県教委が、県下34市町村で開催される要保護児童対策地域協議会に参加し、要保護児童の状態や市町村・学校の支援状況等を把握し、必要に応じてスーパーバイザーの派遣等の支援を行う。 要保護児童が多い高知市においては、中央児相、高知市、警察の三者会議に参加し、新規ケースについてより早急に実態把握を行う。 高知県いじめ問題対策連絡協議会(仮)において、いじめ防止等に関係する機関及び団体の情報共有と連携した取組の推進を図る。	各機関が連携した実効的な支援や、迅速かつ適切な情報共有において課題がある。 いじめ問題対策連絡協議会における関係機関の代表者による意見交換については、総花的な意見交換だと、同じ意見が繰り返され進展しないことが考えられるため、テーマを絞った意見交換をしていくことが必要。	人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	46

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
111	項(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	1 いじめ防止ネットワーク会議への参加(本部少年課) 2 要保護児童対策地域協議会への参加(全署) 3 各署組織の主となっている少年警察ボランティアへの機関誌の発行	1 各会の代表者会議には通常どおり参加するものの、各署における警察の関与は、主にいじめ及び虐待が深刻な事態となった場合であり、早期発見と対応には、いじめについては県教委、虐待については児童相談所がそれぞれ力を発揮し、各関係機関と連携していくことがベストであるとする。	1 いじめ事案については、少年サポートセンター内に設置したヤングテレフォンや各警察署の警察安全相談電話等により、少年補導職員等がきめ細やかな相談対応に努め、真相究明と事案に応じた適切な対応を図った。 2 児童虐待事案は、市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な参加等あらゆる警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見、児童相談所への迅速かつ確実な通告の実施及び通告後における関係機関と連携した児童の継続的支援に努めた。	平成26年は児童虐待死亡事件が発生していることから、これまで以上に、県や市町村、学校の関係機関との連携を緊密に行い、個別事案について事案の重大性・緊急性等に関して積極的に意見を述べるとともに、必要な情報交換・情報共有を図り、相互に連携の上、児童の安全を最優先した対応を実施する必要がある。	1 いじめ防止ネットワーク会議への参加(本部少年課) 2 要保護児童対策地域協議会への参加(全署)	各会の代表者会議には通常どおり参加するものの、各署における警察の関与や、主にいじめ及び虐待が深刻な事態となった場合であり、早期発見と対応には、いじめについては県教委、虐待については児童相談所がそれぞれ力を発揮し、各関係機関と連携していくことがベストであるとする。	少年課	46
112	項(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情の応じて実施する地域子育て支援センターの機能強化の取組等への助成(子育て支援推進事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり(サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントへの助成など)	1 子育ての孤立感や不安感の軽減に向けて、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場作りの充実	1 地域の子育て支援の充実 ・子育て支援推進事業費補助金(22市町村1広域連合、9団体が事業実施) ・地域子育て支援センターの職員等の専門性の向上 初任者(1回)・現任者(2回)研修の実施 東西ブロック研修交流会の開催(東部2回、西部4回) ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(年4回、40,000部) ・「こうちプレマnet」による子育てサークル等の情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(サークル9回、子育て支援センター38回) ・子育て支援アドバイザーの派遣(47回) ・子育てサークル等のネットワークづくり(サークルの登録(10市町44サークル)全体交流会(3回))	1 地域子育て支援センターや子育てサークルによる子育て支援の取組が広がっている。また、子育て応援情報紙「大きなあれ」や、こうちプレマnetを通じて、子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援センターの子育て支援に関する独自事業への助成(安心子育て応援事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり(サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントへの助成など)	1 子育ての孤立感や不安感の軽減に向けて、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場作りの充実	少子対策課	46
113	項(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	保育所・幼稚園・認定こども園の園内研修の充実を図り、教職員の資質・専門性の向上を推進する。	・各市町村単独では、保育・教育の質を高めるための専門性を持った職員の配置が難しい。 ・保育所・幼稚園等では、臨時職員やパート職員が多い。 ・研修のための時間保障が難しい。 ・園内研修の充実を図ることにより、保育教育の質の向上を図っていく必要がある。	園内研修支援(68園、139回) 実施後のアンケート結果 ・参考になった 100% ・今後も引き続き園内研修を実施する 98.6% ブロック別研修支援(13ブロック13園、87回) 公開保育後の参加者アンケート結果 ・本研修会が参考になった 100% 公開保育実施園がブロック別研修で向上・改善したこと(上位3つ) 「保育者の援助」 93.8% 「環境構成の在り方」 87.7% 「幼児理解」 84.9%	各園の研修テーマやニーズに応じた園内研修支援を行ったことにより、実施園全てのアンケート結果が「参考になった」と回答しており、1園を除く実施園が「今後も引き続き園内研修を実施する」となっており、保育研究を中心とした研修が広まってきている。 また、ブロック公開保育の参加者全員が「本研修が参考になった」と回答しており、保育の実践を通じた研修に対する評価が高い。実施園では「保育者の援助」「環境構成の在り方」「幼児理解」が向上したと回答しており、継続して研修を行うことが保育実践力の向上につながっている。 これらのことから、園内研修を通して、きまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力の育成について教職員の資質・専門性の向上を図ることができた。	認定こども園・保育所・幼稚園の園内研修の充実を図り、教職員の資質・専門性の向上を推進する。	・各市町村単独では、保育・教育の質を高めるための専門性を持った職員の配置が難しい。 ・認定こども園・保育所・幼稚園では、臨時職員やパート職員が多い。 ・研修のための時間保障が難しい。 ・園内研修の充実を図ることにより、保育・教育の質の向上を図っていく必要がある。	幼保支援課	46

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
114	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ③ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	1 少年非行抑止の根拠対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県下小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催。 2 1年間で県内の小中学校を一巡することを目標に、小学1年生、5年生、中学1年生を対象とした非行防止教室を実施。	1 小・中学校における非行防止教室の実施率は90%を超えているものの、依然として県内の非行率・再非行率は全国ワースト上位であり、非行防止教室の即効的な効果は表れない。しかし、1回きりの教室とするのではなく、低年齢期から何度も繰り返し実施することで規範意識が自然と身に付いていくのではないかと考える。 2 本来は全学年への実施が望ましいが、学校のカリキュラムや実施人員等の問題から、小学校では2年生と5年生、中学校では1年生を対象として、1年間で県内の学校を一巡することを目標とする。	1 非行防止教室の実施 平成26年中(1～12月)の実施校数313校中、計282回(実施率約90パーセント)	1 県内ほとんどの小中学校において非行防止教室を実施することができたが、実施率100パーセントに到達しなかったことから、今年度は全ての小中学校で実施することを目標とする。また可能な限り、他学年でも実施することとし、繰り返し何度も実施することで、物事の善悪について正しく判断する力を養っていく。	1 少年非行防止の根拠対策として、少年の規範意識の情勢を図るため、県下小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催。 2 1年間で県内の小中学校を一巡することを目標に、小学1年生、5年生、中学1年生を対象とした非行防止教室を実施。	1 小・中学校における非行防止教室の実施率は90パーセントを超えているものの、依然として県内の非行率・再非行率は全国ワースト上位であり、非行防止教室の即効的な効果は表れない。しかし、1回きりの教室とするのではなく、低年齢期から何度も繰り返し実施することで規範意識が自然と身に付いていくのではないかと考える。 2 本来は全学年への実施が望ましいが、学校のカリキュラムや実施人員等の問題から、小学校では2年生と5年生、中学校では1年生を対象として、1年間で県内の学校を一巡する。	少年課	46
115 116 117	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ④子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	○ネット問題に関するPTA研修等への講師派遣を行う。 ○県警少年課が実施している非行防止教室と連携を図りながら、ネット問題に関する児童生徒への啓発を行う。 ○学校における情報モラル教育推進に向けた実践事例集を作成・配付し、各学校での活用を促す。 ○非行防止対策ネットワーク会議を開催し、フィルタリングの設定率の向上やネット依存の改善等に向けた協議を行う。 ○学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの防止及び深刻化を防ぐ。	○県P役員会等で、ネット問題に関するPTA研修等への講師派遣を周知する。 ○学校で活用してもらえるような実践事例集の作成と活用に向けての周知を図る。	○国公立私立学校の小学4年生、中学1年生、高校1年生の児童生徒と小学4年生の保護者に啓発リーフレットを配付した。 ○ネット問題をテーマとしたPTA 研修等への講師派遣は、16回であった。(小6回、中5回、県立4回、その他1回) ○情報モラル教育実践事例集を作成した。 ○非行防止対策ネットワーク会議の関係者が参加する勉強会において、外部講師から講演をいただき、ネット問題の現状と課題等について共通理解を図った。 ○学校ネットパトロールを実施し、重大事案については市町村教育委員会や各学校と連携を図り、早期の対応を行った。	○ネット問題に関する研修会や学習会のニーズが増え、教職員や保護者の危機意識は高まってきているが、子どもの方が大人よりケータイ・ネットに関する知識、扱うスキルが高い状況にあり、学校や家庭での啓発につながりにくい現状にある。 ○PTA 研修への講師派遣については、県PTA連合会の協力が不可欠である。ネット問題に関する保護者啓発の必要性を理解してもらい、県PTA連合会からも各校PTAIに働きかけてもらう必要がある。	○県内全ての小学校4年生の保護者に啓発リーフレットを配付する。 ○県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に啓発リーフレットを配付するとともに、中学校・高等学校の新入生にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付する。 ○ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣を行う。 ○情報モラル教育実践事例集を全小・中・高・特別支援学校に配付し、活用を促す。 ○学校ネットパトロールを実施する。 ○ネットフォーラムを開催し、そのことをきっかけにして、子どもたちをネットトラブルから守るための県民運動を推進する。	○県P役員会等で、ネット問題に関するPTA研修等への講師派遣を周知する。 ○情報モラル教育実践事例集の活用に向けて、各種研修会等で周知を図る。 ○ネットフォーラムの開催に向けて、生徒の実行委員会を組織すること、実践発表やパネルディスカッションのパネラー等の選定、各学校やPTA等への参加要請等、さまざまな課題があり、それらを1つ1つクリアしていく必要がある。	人権教育課、小中学校課、高等学校課	46
118	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ④子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	非行防止教室等での広報のほか、部内各課との連携による取組を図る。	情報網の急激な発達に対する対応	1 インターネットモラル教育の実施を行った。 2 非行防止教室等にあわせた講話を実施した。 3 部内の各課(少年課・生活環境課)との連携による取組を行った。 非行防止教室等の実施に併せた取組を行っているが、スマートフォンの普及等、情報の入口が急激に増えていることから、今後対策の検討が必要	各署において小中学生に対する教室を実施しているが、スマートフォンの普及等、情報の入口が急激に増えていることから、保護者への広報、電話会社との連携等、今後対策を検討する必要がある。	非行防止教室等での広報のほか、部内各課との連携による取組を図る。	情報網の急激な発達に対する対応	生活安全企画課	46
119	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 内容 ⑤犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の効果的な開催	学校の防犯に対する危機意識の低下から、子どもに対する犯罪被害防止教育の機会が減少していることから「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を8月4日に開催を予定していたが、台風12号のため中止となったので、講習会で配付を予定していた資料を市町村教育委員会に送付し、防犯教室推進のための啓発を図った。	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の推進を図ることにより、学校現場での防犯教育推進の取組につながった。	1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の効果的な開催	学校の防犯に対する危機意識の低下から、子どもに対する犯罪被害防止教育の機会が減少していることから「学校安全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	学校安全対策課	47

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
120	項目 ⑤犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	1 県下の小・中・高校において、インターネットの利用に関する犯罪被害防止教室を実施。 2 児童及び保護者等に対し、フィルタリングの必要性について説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図る。	1 児童生徒におけるインターネットの利用については、児童だけでなく保護者とその危険性を十分に認識していない場合が多いことから、児童だけでなく、保護者や教員等を対象にした講義が必要。 2 フィルタリングサービスは、携帯電話の機能を制限するものであることから、児童等はフィルタリングに消極的である場合が多い。そのため、保護者に対し、フィルタリングサービスの利用を強く要請していく必要がある。	1 県下の小・中・高校等において、本部少年課(少年サポートセンター)及び各署の警察職員等がインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止について講話を行い、インターネットの危険性や正しい利用方法について説明した。また、フィルタリングの必要性についても説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図った。	1 携帯電話所持率の増加や利用者の低年齢化により、インターネットの利用に係る犯罪被害やいじめ問題等が増加していることに伴い、学校からの実施依頼も急激に増加しており、今後も本教室の需要が拡大されると考えられる。そのため、実施者(警察職員)側の専門知識の向上を図り、日々変化するネット社会の実情に応じた対策をとることが必須である。	1 県下の小・中・高校において、インターネットの利用に関する犯罪被害防止教室を実施。 2 児童及び保護者等に対し、フィルタリングの必要性について説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図る。	1 児童生徒におけるインターネットの利用については、児童だけでなく保護者とその危険性を十分に認識していない場合が多いことから、児童だけでなく、保護者や教員等を対象にした講義が必要。 2 フィルタリングサービスは、携帯電話の機能を制限するものであることから、児童等はフィルタリングに消極的である場合が多い。そのため、保護者に対し、フィルタリングサービスの利用を強く要請していく必要がある。	少年課	47
121	項目 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援	児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は、H24年度に比べ若干増加したものの、減少傾向にあることに変わりはないため、更なる周知が必要である。	子どもと家庭の110番での電話相談対応を実施 H26実績 132件(H24実績 179件比 47件減)	家庭と地域の児童養育の支援に寄与した。	1 電話による相談・相談援助活動を委託により実施し、家庭と地域の児童養育を支援。	児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は、前年度に比べ減少しているため、更なる周知が必要。	児童家庭課	47
122	項目 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情の応じて実施する地域子育て支援センターの機能強化の取組等への助成(子育て支援推進事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり(サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントへの助成など)	1 子育ての孤立感や不安感の軽減に向けて、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場作りの充実	1 地域の子育て支援の充実 ・子育て支援推進事業費補助金(22市町村1広域連合、9団体が事業実施) ・地域子育て支援センターの職員等の専門性の向上 初任者(1回)・現任者(2回)研修の実施 東西ブロック研修交流会の開催(東部2回、西部4回) ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(年4回、40,000部) ・「こうちプレマnet」による子育てサークル等の情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(サークル9回、子育て支援センター38回) ・子育て支援アドバイザーの派遣(47回) ・子育てサークル等のネットワークづくり(サークルの登録(10市町44サークル)全体交流会(3回))	1 地域子育て支援センターや子育てサークルによる子育て支援の取組が広がっている。また、子育て応援情報紙「大きなあれ」や、こうちプレマnetを通じて、子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援センターの子育て支援に関する独自事業への助成(安心子育て応援事業費補助金) ・地域子育て支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(40,000部、年4回) ・「こうちプレマnet」を通じた出産・子育てに関する情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委託) ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり(サークルの登録、交流の促進、サークルが開催するイベントへの助成など) ・高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーにおける出張子育て相談	1 子育ての孤立感や不安感の軽減に向けて、子育て家庭が気軽に集い、交流できる場作りの充実	少子対策課	47
123	項目 ⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 保護者の子育て力を高めるために、保護者に対する講話や相談、保護者の一日保育社体験推進事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と日々かかわっている保育者への支援や研修会を実施する。	より多くの保育所・幼稚園等で保護者への支援や保育者研修、また、保護者の一日保育者体験が実施できるよう、これまで以上にさまざまな機会に声掛けを行う必要がある。	1・保護者研修(53園、52回) 実施後のアンケート結果 「子どもへのかかわりが大切だと思う」99.9% 追跡調査(アンケート) 「講話を聞いて、その後の子育てに変化があった」9 6.5% ・保護者の一日保育者体験 7園が新規に実施 2・保育者研修(63園、56回) 実施後のアンケート結果 「保護者へのかかわりが大切だと思う」99.8% 追跡調査(アンケート) 「前回の研修以降、保育や保護者とのかかわり等で変化があった」98.6% ・親育ち支援保育者育成研修会 3期生 77名 アンケート結果 「参考になった」100% ・親育ち支援保育者実践交流会 アンケート結果 「参考になった」100% ・親育ち支援スキルアップ講座 アンケート結果 「参考になった」99.6%	1 保護者研修53園中17園が新規実施園であり、保護者への啓発が広がっている。アンケート結果をみても、講話やワークショップを通して良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解が深まり、子どもにかかわろうとする姿が多くなったことがうかがえる。 また、保護者の一日保育者体験を実施することにより、子どもの育ちへの理解や保育に関する理解促進を図ることができている。 2 講話や事例研を行う保育者研修の実施により、これまでの保育実践を見直し、意識改革を図る機会となっているといえる。 また、親育ち支援保育者育成研修会や親育ち支援保育者フォローアップ研修として実施した親育ち支援実践交流会や親育ち支援スキルアップ講座のアンケート結果から、効果的な研修内容であったといえる。さらに、親育ち支援保育者フォローアップ研修の継続により、親育ち支援の中核者として果たすべき役割が明確になり、実践につながっている。	1 保護者の子育て力を高めるために、保護者に対する講話やワークショップ、保護者の一日保育者体験推進事業及び基本的な生活習慣向上事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と日々かかわっている保育者への支援や研修会を実施する。	より多くの保育所・幼稚園等で保護者への支援や保育者研修、また、保護者の一日保育者体験が実施できるよう、これまで以上にさまざまな機会に声掛けを行う必要がある。	幼保支援課	47

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
124	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑥親の子育て力を高めるための支援 内容 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談窓口の広報 2 県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の醸成を図る「親子の絆教室」を実施。(目標:3年間で県下の全保育施設で実施)	1 少年警察が相談機関として保護者に周知されているのか疑問があるため、より一層、広報活動を展開し、周知していく必要がある。 2 3年間で県下の施設を一巡するとの目標であることから、未だに保育士や保護者等に本活動が根付いていないのが現状。今後も機会を捉えて積極的に広報し、繰り返し実施していく。	1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談の広報・定期的にラジオ広報を行っているほか、相談機関である少年サポートセンターを照会するリーフレット等を作成し、様々な機会を捉えて配布した。(本部少年課) ・各署が定期的に発行するミニ広報紙に、それぞれの相談窓口を掲載した。 2 「親子の絆教室」の実施 ・県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図った。 ・県下301か所中137か所実施(実施率45.5パーセント)	1 様々な機会を捉えた広報活動を広く展開することで、高知市内だけでなく県下全域に少年サポートセンターの活動や各署の相談窓口を紹介することができた。 2 3年間で県下の保育施設を一巡するとの目標であるため、未だに保育士や保護者等に親子の絆教室が周知されていないのが現状であることから、今後も機会を捉えて積極的に広報し、多くの施設で開催していく。	1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談窓口の広報 2 県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図る「親子の絆教室」を実施。(目標:3年間で県下の全保育施設で実施)	1 少年警察が相談機関として保護者に周知されているのか疑問があるため、より一層、広報活動を展開し、周知していく必要がある。 2 3年間で県下の施設を一巡するとの目標であることから、未だに保育士や保護者等に本活動が根付いていないのが現状。今後も機会を捉えて積極的に広報し、繰り返し実施していく。	少年課	47
125	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑦子どもたちが安全で安心してすごせる居場所づくりの推進 内容 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。	1 (放課後子どもプラン推進事業)(子ども教室、児童クラブ) ・放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する。 ①運営補助 小学校 167カ所 中学校 35カ所 ②施設整備への支援 香美市大宮 ③学習活動への支援 学習支援者の配置 ④利用料減免への助成 対象17市町村 ⑤放課後学び場人材バンク ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会2回、指導員等研修16回(安全、家庭教育支援、障害児、学習) ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 11月 2 (学校支援地域本部事業) ・地域社会全体で学校の教育活動を支援する体制づくりを推進する。 18市町村33支援本部	・人材育成の充実やモデル事例の紹介等により、市町村や実施場所によって異なる取組格差を解消していく。 ・参加する発達障害児等への支援をさらに充実させる。 ・防災等の安全性の確保や学習活動の充実等に向けて、学校関係者に働きかけ、さらなる連携を図る。 ・学校支援地域本部事業や家庭教育を支援する活動等と協働し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進する。	1 (放課後子どもプラン推進事業) ①運営補助 小学校 166カ所(実施率92%) 中学校 34カ所(実施率40%) ②学習活動への支援(@600千円×1/2) 学習支援者の配置 発達障害児等への支援者の配置 ③保護者利用料減免制度を設ける市町村 19市町村 ④放課後学び場人材バンクによる人材のマッチング(232件)、出前講座(115件)の実施 ⑤活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・指導員等研修:安全 230名(79%)、 防災 35名(76%)、 家庭教育支援 168名(79%)、 発達障害児等理解 144名(90%) 学習・支援 149名(84%) ※()は満足度 発達障害児地域サポーター研修 20名 ・全市町村訪問による事業説明等 9月 ・取組状況調査 11月 2 (学校支援地域本部事業) 19市町村35支援本部の取組を支援 ◆全小学校の約9割の地域に設置された安全・安心な居場所で、様々な体験・交流・学習活動を行うことができている。 ◆研修が充実し、情報交換もできている。 ◆参加している発達障害児等への支援のしくみができた。	・全小学校区の約9割に設置された安全・安心な放課後の居場所で、様々な体験・交流・学習活動を行うことができたが、市町村や実施場所によって異なる取組格差の解消が必要。 ・防災等の安全性の確保や学習活動の充実等に向けて、学校とのさらなる連携が必要。	1 (放課後子どもプラン推進事業)(子ども教室、児童クラブ) ・放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する。 ①運営補助 小学校 253カ所 中学校 41カ所 ②児童クラブ施設整備への助成 6カ所 高知市(4)、香南市(1)、香美市(1) ③学習活動への支援 学習支援者の謝金への補助拡充(@900千円×2/3) ④利用料減免への助成 対象19市町村 ⑤放課後学び場人材バンク ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会2回、指導員等研修16回 ・全市町村訪問による事業説明等 9月 ・取組状況調査 9月 2 (学校支援地域本部事業) ・地域社会全体で学校の教育活動を支援する体制づくりを推進する。 22市町村40支援本部	・市町村や実施場所によって異なる取組格差の解消が必要。 ・防災等の安全性の確保や学習活動の充実等に向けて、学校とのさらなる連携が必要。 ・地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりの促進に向け、関連事業との連携(役割分担等)が必要。	生涯学習課	47
126 127 128 129	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑧高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 内容 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。	学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。	非行の深刻化した児童生徒に対しての学校・警察・保護者のさらなる連携の推進	学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者の連携が進み、非行件数、不良行為件数は減少傾向にある。	本制度を通じて、学校と児童生徒あるいは学校と保護者の信頼関係が築けたり、入口型非行での指導が可能になり、再発防止や立ち直り支援ができたケースが多くなってきている。	学校・警察連絡制度の適正な運用を行い、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止に努め、健全育成を図る。	非行の深刻化した児童生徒に対しての学校・警察・保護者のさらなる連携の推進	人権教育課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	47
130	項目 (2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ⑧高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 内容 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組めます。	1 学校と警察が相互理解を深め、連携して子どもの支援を行うための連絡協議会の開催 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底	2 本制度の運用に伴い、警察から学校への連絡は年間2,000件を超えているものの、学校から警察への連絡は7件に留まっていることから、学校現場における制度の運用について、より一層周知を図る必要がある。	1 学校・警察・保護者の連絡協議会の開催 各警察署において、各地区の学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」の総会を開催し、相互の理解を深めた。 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底 平成23年9月に警察本部と高知県教育委員会の間で協定を締結して以降、平成27年3月までに、県下34市町村教育委員会、1学校組合教育委員会、2国立学校、9私立学校と協定を締結した。	1 各署または各地区において、学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」がそれぞれ運用されているが、学校・警察・保護者の3者が参加する協議会は現在のところ組織されていない。 2 毎月、生徒の検挙・指導の情報を学校に連絡することで、対象生徒に対する学校での早期指導が可能となった。	1 学校と警察が相互理解を深め、連携して子どもの支援を行うための連絡協議会の開催 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底	本制度の運用に伴い、警察から学校への連絡は年間2000件を超えているものの、学校から警察への連絡は7件に留まっていること等から、学校現場における制度の運用について、より一層周知を図る必要がある。	少年課	47

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
131	項(1) 広報・啓発の充実 目 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。	(1) 広報・啓発の充実 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行う。 1 高齢者の権利擁護業務を担う地域包括支援センターへの支援 2 介護サービス事業所の従事者を対象とした研修会の実施 3 圏域別権利擁護担当者意見交換会の開催	実施については、関係機関との連携が必要。	1 権利擁護に関する研修会(2月12日)、高齢者虐待防止に関する研修会(3月3日)(地域包括支援センター対象) 2 高齢者権利擁護研修会(1月26日、2月6日)(施設管理者対象) 3 平成26年8～9月にかけて、県内5圏域で意見交換会を開催	1 グループワーク等を通して、高齢者への支援について再確認いただいた。 2 虐待の現状や防止に向けた取組について啓発が出来た。 3 制度自体が抱える問題について課題の掘り起こしが出来た。	1、2 県社協と事前協議の上、今年度も開催予定。 3 県社協主催により、7月に意見交換会を開催予定。その際、昨年度の課題に関する回答を関係者間で共有する。	3 開催に当たり、県社協と連携を密にする。	高齢者福祉課	48
132	項(1) 広報・啓発の充実 目 地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	1 広報啓発の実施 (1)人権啓発センターとの共催による「女性と人権」講演会の開催 「性犯罪被害にあうということ～身近にある性暴力～」 (2)県広報媒体(広報紙・TV等)の活用による広報の実施 ・テレビCM(人権啓発センター)45回 ・ラジオ対談・電話対談・原稿読上 各1回 (3)その他 ・ソーレ情報誌(4回)、メルマガ(12回) ・ソーレ出前講座の実施 ・相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成・配布 ・女性団体との連携による啓発活動 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)の集中的な広報の実施 (1)ソーレ DV防止啓発講演会開催 「傷のそばにたたく～DVとトラウマを考える～」 講師:宮地 尚子氏 (2)路線バス車内広告の実施(14日間、42台) (3)市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 (1)関係機関と連携して事業を実施することで、普段とは異なるターゲットに対してPRが可能となった。 (2)放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。 (3)女性支援団体の協力を得て、啓発用のポケットティッシュの作成・配布を行う等、官民共同でDV予防に取組むことができた。 2 (1)前年度と比較して参加者が増え(64人→111人)、講演会後のアンケートでの満足度は10点満点中約8.2点と高評価だった。 (2)ポスター掲示後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。 (3)「女性に対する暴力をなくす運動」期間が含まれる11月前後の掲載が多い。様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	1 DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・各種広報媒体を活用した広報の実施 ・DV相談カード、啓発用チラシ・ポスター等の作成、配布 ・各種研修会等への講師の派遣 ・ホームページやメルマガの活用 2 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)中の集中的な広報の実施 ・DV防止啓発講演会の開催 ・市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供	1 広報手段の確保 2 庁内の協力体制の構築 3 広報を見る人や講演会・研修に参加する人が固定化されがち	県民生活・男女共同参画課	48
133	項(2) 高齢者の見守り活動の推進 目 ①市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全協(議)会などと連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	個別訪問には限界がある。	1 各署の地域安全アドバイザー及び高齢者交通安全推進員の連携等による高齢者訪問活動等を実施し、防犯だけでなく交通安全等についての啓発を行った。 2 各署において、高齢者安全教室を実施した。 署において、高齢者交通安全推進員等と連携することにより、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組んでいる。	各署の生活安全担当者、地域安全アドバイザー等だけでなく、交通課に配置された高齢者交通安全推進員との連携により、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組んでいるが、老人クラブに属さない高齢者もいることから、個々の訪問活動も重要である。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等については、数に限界があるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握する必要がある。	生活安全企画課	48
134	項(2) 高齢者の見守り活動の推進 目 ①市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全協(議)会などと連携して、高齢者が地域において安全で安心して生活できるよう、個別訪問による高齢者の見守り活動を行います。	1 日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。 2 自治体、地域安全協会のアドバイザー及び高齢者交通安全活動推進員(アドバイザー)との連携を密にして訪問活動を強化する。	高齢者宅への訪問回答が少ない。	1 各署の地域安全アドバイザー及び高齢者交通安全推進員の連携等による高齢者訪問活動等を実施し、防犯だけでなく交通安全等についての啓発を行った。 2 各署において、高齢者安全教室を実施した。 署において、高齢者交通安全推進員等と連携することにより、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組んでいる。	各署の生活安全担当者、地域安全アドバイザー等だけでなく、交通課に配置された高齢者交通安全推進員との連携により、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組んでいるが、老人クラブに属さない高齢者もいることから、個々の訪問活動も重要である。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等については、数に限界があるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握する必要がある。	地域課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
135	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 内容 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の配信 3 ぐらしのサポーターの養成 ぐらしのサポーターフォローアップ研修の開催	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	1 出前講座の開催 (65回 3,692人) 2 地域見守り情報の配信 (26回) 3 ぐらしのサポーターフォローアップ研修(受講者数 1051人) 2 地域見守り情報は、時期を逸しない情報発信ができるので効果が高いと思われる。 3 ぐらしのサポーターの方に活動を続けて行っていただけるよう情報提供等ができた。	1 高齢者向けの出前講座の受講者数が増えた。(H24 388人→H25 1,015人→H26 1,673人) 2 地域見守り情報は、時期を逸しない情報発信ができるので効果が高いと思われる。 3 ぐらしのサポーターの方に活動を続けて行っていただけるよう情報提供等ができた。	1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の配信 3 ぐらしのサポーターの養成 ぐらしのサポーターフォローアップ研修の開催	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	県民生活・男女共同参画課	48
136	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 内容 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	個別訪問には限界がある。	1 各署の地域安全アドバイザー及び高齢者交通安全推進員の連携等による高齢者訪問活動等を実施し、防犯だけでなく交通安全等についての啓発を行った。 2 各署において、高齢者安全教室を実施した。 署において、高齢者交通安全推進員等と連携することにより、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組んでいる。	各署の生活安全担当者、地域安全アドバイザー等だけでなく、交通課に配置された高齢者交通安全推進員との連携により、防犯と交通安全の両面から高齢者の安全安心に取り組んでいるが、老人クラブに属さないなど、高齢者安全教室に参加しない高齢者もいることから、個々の訪問活動も重要である。	引き続き、日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。	地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな高齢者宅訪問等については、数に限界があるため、被害に遭いやすい高齢者(防犯教室等不参加の者)等を把握する必要がある。	生活安全企画課	48
137	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 内容 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	引き続き、高齢者が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	行政や関係機関とともに連携して、地域で丸となった体制を構築する。	「巡回連絡による管内実態把握活動」として、4月中を重点実施機関とするほか、毎月の活動計画で巡回連絡専従日を指定するなど積極的な巡回連絡を実施した。	高齢者世帯等に対する巡回連絡により、高齢者等から直接話を聞き、高齢者等が被害者となる犯罪の発生に対して予防や対策を行うことができた。	引き続き、日常の地域警察街頭活動を強化し、巡回連絡による住民宅個別訪問活動を強化することによって、高齢者宅の訪問活動を徹底する。	行政や関係機関とともに連携して、地域で丸となった体制を構築する。	地域課	48
138	項目 (2) 高齢者の見守り活動の推進 内容 ③地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	1地域包括支援センター機能強化への支援 ・地域ケア会議の実践等を通じて、地域包括支援センターのネットワーク構築を支援(地域ケア会議をコーディネートする人材の育成) ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施	介護保険法改正への対応	・地域ケア会議(17市町村) ・地域ケア会議コーディネーター養成研修(第1回:124名、第2回:141名、第3回:139名、第4回:122名受講) ・地域包括支援センター職員初級研修(32名受講) ・介護予防支援従事者研修(100名受講)	・各圏域において地域ケア会議の取り組みが拡がりつつあるが、取り組みを継続できるような支援や、新たに取り組み始める市町村に対しての支援が必要。 ・研修受講者の経験、レベルに格差があり、研修内容の工夫が必要。	1 地域包括センター機能強化への支援 ・地域ケア会議の実践等を通じて、地域包括支援センターのネットワーク構築を支援(地域ケア会議をコーディネートする人材へのフォローアップ) ・地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修を実施	・地域ケア会議の開催支援等、具体的な取り組みを通じた支援 ・受講者のレベルに応じた研修の実施	高齢者福祉課	48
139	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 内容 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の特性に配慮した見守り活動を促進します。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	1及び2 各障害福祉事業所等の中で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。 4 自立支援協議会の活性化	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	特になし。	障害保健福祉課	48

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
140	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 内容 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の特性に配慮した見守り活動を促進します。	1 地域安全ニュースによる広報を実施 2 子ども等の見守り活動に併せた見守り活動の実施	関係機関との連携	1 障害者、ヘルパー等に限定した教室等を行っていないため、今後、情報の伝達方法を模索する必要がある。 2 地域安全ニュースによる広報活動を実施した。 実施結果により生じる成果については把握できていない。	地域安全ニュースによる広報結果の成果は把握しておらず、障害者、関連するヘルパー等を対象にした教室等を行っていないため、今後、関係機関等との連携など、情報の伝達方法を模索する必要がある。	1 地域安全ニュースによる広報を実施 2 子ども等の見守り活動に併せた見守り活動の実施	関係機関との連携	生活安全企画課	48
141	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 内容 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。 4 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、事業者等に周知・啓発を行う。	1及び2 各障害福祉事業所等の中で、防災対策マニュアルの完成度合いが異なることから、参考となる防災マニュアルを示すことを検討。 4 障害特性に応じた対応について周知が必要。	福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 4 障害保健福祉市町村担当者会(5月)において周知した。	防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 4 まだ十分ではないため、点字での対応が難しい場合は、拡大文字にしたり読み上げるなど、個々に工夫することが必要。	1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。 4 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、事業者等に周知・啓発を行う。	特になし。	障害保健福祉課	49
142	項目 (3) 障害者の見守り活動の推進 内容 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	視覚障害者に配慮したホームページの作成	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	広報紙「安全安心まちづくりニュース」をテキスト版で公開	視覚障害者の方にテキスト版による情報提供ができ、注意喚起につながった。 他の情報提供についても検討が必要。	視覚障害者に配慮したホームページの作成	時期を逸しない、わかりやすい情報提供を心がける。	県民生活・男女共同参画課	49
143	項目 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内容 ①情報の提供 女性がひったくりやつきまといなどの被害に遭わないために、ホームページなどにより、危険を回避するための情報を提供します。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 「地域安全ニュース」等による情報発信		1 県警ホームページにおける防犯情報の提供を行った。 2 「地域安全ニュース」等による情報発信を行った。 情報の提供結果等による成果は不明であるが、継続して情報発信を行う。	情報の提供結果等による成果は不明であるが、継続して情報発信を行う。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 要望に応じた防犯等講習の実施		生活安全企画課	49
144	項目 (4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内容 ②防犯教室等の実施 女性がちかみや暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 2 要望に応じた防犯等講習の実施	要望等による継続した活動の実施	1 女性を対象とした防犯教室を開催し、併せて護身術の教養を行った。 2 要望に応じて防犯教室を行い、女性に対する被害防止啓発を行った。 参加者からは、防犯意識が高まったなどの声が聞かれた。	参加女性から、防犯意識が高まったなどの声が聞かれたことから、今後も継続した活動を行う。	1 女性を対象とした防犯教室、護身術などの講習実施 2 要望に応じた防犯等講習の実施	要望等による継続した活動の実施	生活安全企画課	49

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
145	項(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内 ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	1 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施 2 青色回転灯装備車両による見守りパトロールの実施 3 あんしんFメールへの加入促進	要望等による継続した活動の実施	1 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロールの実施 2 青色回転灯装備車両による見守りパトロールの実施 3 あんしんFメールへの加入促進広報 あんしんFメールの利用者数は、平成26年末で10,044人で前年比123人増となった。	不審者情報を基にしたパトロールを実施し、不審者の検挙・指導・警告を行った。 あんしんFメールの登録者数は、前年比で123人増となっており、今後も更なる広報、働きかけ等により登録者の確保を行う。	1 不審者情報等が寄せられた地域を重点としたパトロール等の実施 2 青色回転灯車両による見守りパトロールの実施 3 あんしんFメールへの加入促進	要望等による継続した活動の実施	生活安全企画課	49
146	項(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内 ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	地域住民や防犯活動団体と連携して、ちかんやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動への体制を強化する。	ちかんやわいせつ事案の発声に対して、タイムリーな「交番通報」等を発出して住民に周知し、地域住民への情報提供を図った。	住民からの断片的な情報を収集して、犯人の特徴や講堂を分析し検挙に向けた体制を整えた。	引き続き、女性が被害者となる犯罪等に対して積極的に対応する。	地域住民や防犯活動団体と連携して、ちかんやのそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動への体制を強化する。	地域課	49
147	項(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内 ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 ブロック別関係機関連絡会議の開催 2 庁内担当者会の開催 3 DV対策連携支援ネットワークの連携強化 4 女性支援団体と連携した啓発活動の実施	1 ブロック別会議の全ブロックでの開催 2 庁内担当者会の継続的な開催 3 ネットワークの構築、強化に向けた取組 4 女相とのさらなる連携	1 ブロック別DV関係機関連絡会議を全ブロック(5ヶ所)で開催。 参加者:60機関123名出席(※事務局除く) (安芸9機関12名、中央東18機関50名、中央西11機関14名、須崎9機関24名、幡多13機関23名) 3 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会を開催。 参加者:18機関30名(事務局除く) (講演)「DV及びストーキング等の被害者の支援のために」 講師:角田 由紀子氏 (弁護士・元明治大学法科大学院教授) (事例発表)県警生活安全課 「県内におけるDV・ストーカーの現状」 4 相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び女性支援団体と連携した配布	1、3 DV被害やストーカー被害の現状を知り、情報交換を行うことで、連携強化が一定図れた。DV被害の予防、早期発見・早期対応のために、参加機関を増やすとともにし、内容についてもさらなる工夫・見直しが必要。 4 民間女性支援団体との協働、ご協力により、行政だけでは十分に対応できない、DV被害者及び同伴者への支援や啓発・広報を行うことができた。27年度以降も継続して、協力をお願いし、連携して支援を行っていく。	1 「ブロック別関係機関連絡会議」及び「DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門会」の開催による連携強化と支援者の専門性の向上により、支援の輪を拡大 2 市町村での広報の強化を図るため、広報文案及び啓発素材の提供 3 民間支援団体との連携及び活動助成 ・民間支援団体との連携強化・協働による啓発・広報活動の充実 ・民間シェルターに対する運営費補助	1 参加機関の見直し及び参加者増のための工夫が必要。	県民生活・男女共同参画課	49
148	項(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 内 ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 2 相談・保護等の適切な実施 3 公費負担による緊急時の避難先確保	DVを含む恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案に即応する人員及び体制の強化	1 関係機関や民間支援団体等との連携体制の確立により被害防止措置を行った。 2 相談・保護等に対して適切な実施をした。	関係機関、団体等との連携により被害防止措置を図ることができた。	1 関係機関や民間支援団体等の連携体制 2 相談・保護等の適切な実施 3 公費負担による緊急時の避難先確保	DV等人身安全関連事案に即応する人員及び体制の強化	生活安全企画課	49

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
149	項目 (1) 安全情報の提供 内容 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。	県警ホームページによる不審者情報の提供	観光旅行者等に対する安全情報の提供方法の検討 観光政策課との連携	県警ホームページへの不審者情報の掲載を行った。	観光旅行者等に対する安全情報の提供法方の確立は困難であり、各宿泊施設、県警ホームページ、観光関係のホームページ等を通じての安全情報の提供には限界がある。 各観光事業者から観光旅行者に対して犯罪発生状況及び不審者情報等の教示を行うよう依頼する方法や、各観光施設のホームページ、県ホームページの観光に関するコーナーから安全情報を発信する方法を検討する必要がある。	県警ホームページによる不審者情報の提供	観光旅行者等に対する安全情報の提供方法の検討 観光政策課との連携	生活安全企画課	50
150	項目 (1) 安全情報の提供 内容 ②観光事業者に対する安全情報の提供 観光事業者などが自主的な防犯対策を行うことができるよう、旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇するおそれのある犯罪などについて、発生状況や防犯対策などの情報を提供します。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光事業者をはじめ、観光に携わる関係者が観光旅行者を守る意識を醸成	1 県警ホームページへの防犯情報の掲載 2 あんしんFメールの利用者数は、平成26年末で10,044人で前年比123人増となったが、観光事業者の登録件数は検証不可	観光事業者自らが観光旅行者を守るための情報発信をする等の積極性が必要と思われる。観光旅行者を守る意識を醸成する。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光事業者をはじめ、観光に携わる関係者が観光旅行者を守る意識を醸成	生活安全企画課	50
151	項目 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 内容 観光事業者などが自主的に実施されるよう、観光事業者などに働きかけます。	引き続き観光関連事業者に対して、観光客の安全を確保するよう周知を図る。	観光事業は、従業員の勤務時間が複数パターンとなるケースもあり、研修時間の設定が困難な場合もあるが、防犯教育は重要な取組であるため、今後も引き続き周知していく。	県内の主要観光45施設に対して、周知を行った。	45施設にアンケートを実施し、23施設が回答 そのうち 防犯対策を実施施設：22施設 (H26年度から実施：17施設) 防犯教区を実施施設：7施設 (H26年度から実施：3施設)	引き続き観光関連事業者に対して、観光客の安全を確保するよう周知を図る。	観光事業は、従業員の勤務時間が複数パターンとなるケースもあり、研修時間の設定が困難な場合もあるが、防犯教育は重要な取組であるため、今後も引き続き周知していく。	観光政策課	50
152	項目 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 内容 観光事業者などが自主的に実施されるよう、観光事業者などに働きかけます。	1 宿泊施設等に対するあんしんFメール登録依頼 2 県警ホームページによる不審者情報の提供	観光政策課との連携	1 県警ホームページへの防犯情報の掲載 2 あんしんFメールの利用者数は、平成26年末で10,044人で前年比123人増となったが、観光事業者の登録件数は検証不可	旅館ホテル生活衛生同業組合に対する防犯講習会等は未開催。	1 宿泊施設等に対するあんしんFメール登録依頼 2 県警ホームページによる不審者情報の提供及び同ホームページに関する広報	観光政策課との連携	生活安全企画課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
153	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び内駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止容に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	道路担当者等において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	4月に開催した道路担当者会において周知した。	継続して指針の周知を実施する必要がある。	道路担当者等において犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を継続して実施する。	特になし。	道路課	51
154	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び内駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止容に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町への周知方法について、検討が必要である。	H26県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。	行っていない。	県都市計画主管課長会にて、引き続き周知を行っていく。	事業未実施の市町への周知方法について、検討が必要である。	都市計画課	51
155	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び内駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止容に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った(6月) 2 土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知(5月)	1 指定管理者との協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。 2 維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。		公園下水道課	51
156	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び内駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止容に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 県民生活・男女共同参画課よりの周知依頼を受け、防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」やその取組みについて関係団体等への周知を図ります。	特になし。	—	—	1 県民生活・男女共同参画課よりの周知依頼を受け、防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」やその取組みについて関係団体等への周知を図ります。	特になし。	経営支援課	36
157	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び内駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止容に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	1 広報紙を通して犯罪防止に配慮した防犯環境の整備を呼びかけた。 2 高知県ホームページで左記指針を公開し、周知に努めた。 3 平成26年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会において、子どもを犯罪から守る取組についての講演を通して、構成員である市町村・地域活動団体等に向けて犯罪防止に配慮した環境対策の必要性を説明	1 広報紙や会報で広報をしていく必要がある。 2 市町村や関係各課と連携し、情報収集につとめる	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。 2 高知県ホームページでの広報。 3 市町村との情報交換会や庁内の担当者会等を通じ情報交換を行う。	防犯環境の整備については、課題も専門性が高く、関係課などとの連携が不可欠である。	県民生活・男女共同参画課	51
158	項(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び内駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止容に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 街頭防犯カメラ管理団体との連携及び情報提供 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進及び県警ホームページへの掲載	設置後の効果検証	1 街頭防犯カメラ管理団体との連携を行った。 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進を行った。 市町村、自治会、事業者による県警の補助金を活用した街頭防犯カメラの設置が行われた。	積極的な広報により、平成25年度と比較して、街頭防犯カメラの大幅な設置が進んだ。	1 街頭防犯カメラ管理団体との連携及び情報提供 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進及び県警ホームページへの掲載	設置後の効果検証	生活安全企画課	51

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
159	<p>項(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐目 車場及び駐輪場の整備</p> <p>県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。</p>	<p>1. 今後も道路改良時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。</p> <p>2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。</p>	特になし。	<p>1. 99基の道路照明を設置</p> <p>2. ボランティアの登録団体数が658団体となり、そのうち402団体が延べ3,884回の道路美化作業を行った。</p>	<p>1. 継続して、必要な箇所については、道路照明の設置を行うことが必要。</p> <p>2. 前年度と比較して登録団体数は16の増となったが、全体での活動回数が846の減となった</p>	<p>1. 今後も道路改良時において、必要な箇所については道路照明の設置に努める。</p> <p>2. 団体数の増加に伴う活動回数の増加が大きくなるよう、引き続き機会をとらえ、ボランティア団体に要請を行う。</p>	特になし。	道路課	51
160	<p>項(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐目 車場及び駐輪場の整備</p> <p>県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。</p>	<p>街路事業の施行 道路照明の設置(H26完成工区) はりまや町一宮線(一宮工区)</p>	特になし	事業進捗が遅れたため、未施行。	行っていない。	<p>街路事業の施行 道路照明の設置(H26完成工区) はりまや町一宮線(一宮工区) 繰越している平成26年度事業で実施予定</p>	特になし	都市計画課	51
161	<p>項(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐目 車場及び駐輪場の整備</p> <p>県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。</p>	<p>1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。</p> <p>2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。</p>		<p>1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った(6月)</p> <p>2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知(5月)</p>	<p>1 指定管理者との協議を行った結果、防犯に配慮した維持管理に取り組むよう働きかけることができた。</p> <p>2 維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができた。</p>	<p>1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。</p> <p>2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指針の周知を行う。</p>		公園下水道課	51

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
162	<p>項(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知</p> <p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p>	住宅課HPで指針について掲載し情報提供を行う。	リーフレット、HPでの広報効果が目に見えにくく、取組と効果の因果関係がはっきりしないが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取組が必要と考える。	・住宅課HPで引き続き、情報提供を行った。		・住宅課HPで引き続き、情報提供を行う。	リーフレット、HPでの広報効果が目に見えにくく、取組と効果の因果関係がはっきりしないが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取組が必要と考える。	住宅課	52
163	<p>項(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知</p> <p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p>	<p>1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」の配布を行う。</p> <p>2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請する。</p> <p>3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行う。</p>	<p>1 建築主が計画段階で犯罪の防止に配慮した建築物に出来るように、どのように指針内容をPRすれば効果的かを建築関係者が考える機会を持つことが課題。(継続課題)</p>	<p>1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」の周知を喚起する。</p> <p>2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を引き続き要請する。</p> <p>3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行う。</p>	リーフレットでの広報効果が見えにくい、周知・啓発活動は息の長い継続的な取り組みが必要と考える。	<p>1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」の配布を行う。</p> <p>2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請する。</p> <p>3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行う。</p>	<p>1 建築主が計画段階で犯罪の防止に配慮した建築物に出来るように、どのように指針内容をPRすれば効果的かを建築関係者が考える機会を持つことが課題。(継続課題)</p>	建築指導課	52
164	<p>項(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知</p> <p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報での広報。</p> <p>2 市町村との情報交換会、道路課等の担当者会等を通じ情報交換を行う。</p> <p>3 住宅イベント会場においてリーフレットの配布。</p>	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	<p>1 高知県ホームページでの広報</p> <p>2 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布</p> <p>3 建築指導課や県防犯設備協会などにリーフレットを提供し、配布を依頼</p> <p>※リーフレット配布数 共同住宅編150部、一戸建て住宅編1,950部</p>	<p>県内で発生する刑法犯のうち7割以上が窃盗犯罪であることから、これからも指針の周知に努める必要がある。</p> <p>防犯設備が古い相当年数が経過した家屋に居住する住民に対する働きかけが必要。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報による広報</p> <p>2 市町村ブロック別担当者会、道路課等の担当者会等を通じての情報交換</p> <p>3 関係機関へのリーフレットの提供</p> <p>4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布</p>	広報紙のよりよい紙面づくりのため、関係機関、団体から情報収集を行う必要がある。	県民生活・男女共同参画課	52
165	<p>項(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知</p> <p>防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。</p>	<p>1 地域安全ニュース等による情報提供</p> <p>2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載</p> <p>3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼</p> <p>4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示</p>	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	<p>1 地域安全ニュース等による情報提供</p> <p>2 県警ホームページへ住宅等の防犯対策の掲載を行った。</p> <p>3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼</p> <p>4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実</p> <p>警察本部見学者による「安全安心コーナー」展示品の閲覧が行われた。</p>	広報による効果を分析、検証するため、防犯性の高い住宅の普及率の検証方法の確立が必要	<p>1 地域安全ニュース等による情報提供</p> <p>2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載</p> <p>3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介及び促進依頼</p> <p>4 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示</p>	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	生活安全企画課	36

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
166	<p>項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供</p> <p>内容 ①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。</p>	住宅課HPで指針について掲載し情報提供を行う。	リーフレット、HPでの広報効果が目に見えにくく、取組と効果の因果関係がはっきりしないが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取組が必要と考える。	・住宅課HPで引き続き、情報提供を行った。		・住宅課HPで引き続き、情報提供を行う。	リーフレット、HPでの広報効果が目に見えにくく、取組と効果の因果関係がはっきりしないが、周知・啓発活動は息の長い継続的な取組が必要と考える。	住宅課	52
167	<p>項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供</p> <p>内容 ①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。</p>	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を行った。 2 高齢者宅訪問活動に併せた防犯対策の教示を行った。 3 県警ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載を行った。 警察本部見学者等による「安全安心コーナー」の展示品閲覧が行われた。	情報提供による効果を分析、検証するため、防犯性の高い住宅の普及率の検証方法の確立が必要	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの住宅等の防犯対策の掲載	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	生活安全企画課	52
168	<p>項目 (2) 住宅の安全に関する情報の提供</p> <p>内容 ②防犯機器の情報の提供 ホームページや展示などにより、補助錠やセンサーライトなどの防犯機器、その他の情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。</p>	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの防犯機器情報の掲載	防犯機器の普及率の効果検証が困難	1 警察本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を行った。 2 高齢者宅訪問活動に併せた防犯機器の紹介を行った。 警察本部見学者等による「安全安心コーナー」の展示品閲覧が行われた。	情報提供による効果の分析、検証するため、防犯機器の普及率の検証方法の確立が必要	1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の継続展示 2 県警ホームページでの防犯機器情報の掲載	防犯性の高い住宅の普及率の効果検証が困難	生活安全企画課	52
169	<p>項目 (3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備</p> <p>内容 県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。</p>	1. 県営住宅の整備(鏡水団地建替工事)24戸を継続中。 2. 市町村への情報提供と指導の継続。	1. 市町村への情報提供の機会が少ない。	1. 県営住宅の整備(鏡水団地23戸+集会所)を実施 2. 説明会などでの情報提供とともに、個別説明・指導を行った。	整備可能な項目について、指針に基づき実施した。 防犯上設備した照明設備について、近隣住民との調整が必要である。	市町村への情報提供及び指導の継続。	1. 市町村への情報提供の機会が少ない。	住宅課	52

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
170	<p>項(1) 金融機関に対する啓発 目 金融機関に対し、必要な防犯情報内を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。</p>	<p>1 金融機関職員等の防犯意識醸成 2 金融機関対象の強盗訓練の実施 3 特殊詐欺の広報</p>	<p>増加する特殊詐欺被害防止への協力依頼</p>	<p>1 金融機関職員の防犯意識の醸成を行った。 2 金融機関対象の強盗訓練や特殊詐欺被害防止のための声かけ訓練等を実施した。 3 地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供を行った。 4 特殊詐欺被害防止の協力依頼を行った。 5 金融機関防犯協議会総会の開催</p> <p>声かけ訓練の実施により、職員に対して、特殊詐欺水際阻止に関する意識を醸成することができた。</p>	<p>金融機関対象強盗訓練により、非常時の対処方法の再確認ができた。 特殊詐欺被害防止のため、声かけ訓練を実施することにより、水際阻止への意識醸成繋がった。</p>	<p>1 金融機関職員等の防犯意識醸成 2 金融機関対象の強盗訓練・特殊詐欺水際阻止に向けた声かけ訓練の実施 3 特殊詐欺の広報</p>	<p>増加する特殊詐欺被害防止への協力依頼</p>	生活安全企画課	53
171	<p>項(2) 深夜小売店舗に対する啓発 目 コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、夜間複数勤務、通報機器や防犯カメラの設置、カラーボールの配備など防犯体制の整備ついて啓発を行います。</p>	<p>1 店員等の防犯意識醸成 2 深夜スーパー等対象の強盗訓練の実施 3 特殊詐欺の広報</p>	<p>増加する特殊詐欺被害防止への協力依頼</p>	<p>1 店舗店員等の防犯意識の醸成を行った。 2 深夜スーパー等対象の強盗訓練を実施した。 3 地域安全ニュース等による各種犯罪情報の提供 4 特殊詐欺被害防止情報等の提供 5 防犯機器の紹介 6 深夜スーパー連絡協議会総会の開催</p> <p>強盗訓練の結果、非常時の対処方法等の再確認ができたとの声があった。</p>	<p>強盗訓練により、非常時の対処方法の再確認ができた。</p>	<p>1 金融機関職員等の防犯意識醸成 2 深夜スーパー等対象の強盗訓練・レターパック等を使用した特殊詐欺被害防止に向けた声かけ訓練の実施 3 特殊詐欺の広報</p>	<p>増加する特殊詐欺被害防止への協力依頼</p>	生活安全企画課	53

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
172	<p>項(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映</p> <p>内容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。</p>	<p>1 市町村課題検討会など、各市町村が集まる場で働きかける。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や、今年度から発行する構成員向け会報などについて、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。</p> <p>2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。</p>	<p>市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけている。</p>	<p>引き続き市町村に対して働きかける必要がある。</p>	<p>1 市町村課題検討会など、各市町村が集まる場で働きかける。</p>	<p>1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や、今年度から発行する構成員向け会報などについて、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。</p> <p>2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。</p>	南海トラフ地震対策課	54
173	<p>項(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映</p> <p>内容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。</p>	<p>1 県が策定する防災に関する計画に対して、「防犯の視点」を盛り込んだものとなるよう働きかける。</p> <p>2 危機管理部など関係部署との連絡を密にし、市町村が防災に関する計画を策定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。</p>	<p>今後、県の地域防災計画の修正状況を確認後、市町村への働きかけを行う必要がある。</p>	<p>1 市町村ブロック別担当者会において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明</p> <p>2 「安全安心まちづくりニュース」や「安全安心まちづくりひろば」でのパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報</p>	<p>地域防災計画の一般対策編については、「防犯の視点」が盛り込まれている。</p>	<p>危機管理部など関係部署との連絡を密にし、市町村が防災に関する計画を策定する場合には、「防犯の視点」を盛り込むよう働きかける。</p>	<p>市町村への働きかけを行う必要がある。</p>	県民生活・男女共同参画課	54
174	<p>項(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映</p> <p>内容 大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。</p>	<p>1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定</p> <p>2 各地区防災組織の実態把握</p>	<p>大規模災害時の防犯については、起こりうることを可能な限り予想し、対策を立てる必要がある。大規模災害時の防犯については、警察、自治体等の関係機関に負うところが大きいことから、起こりうる事案を可能な限り予想し、防犯対策を策定する必要がある。</p>	<p>各種防犯教室・イベント等において、各種ボランティア団体、自主防災組織等に対し、大規模発生時の防犯対策について広報等実施</p>	<p>大規模災害時に発生が予想される事案について、策定、とりまとめ、見直し等を行っている段階である。</p>	<p>1 大規模災害時に発生が予想される事案の把握と対応要領の策定</p> <p>2 各地区防災組織の実態把握</p>	<p>大規模災害時の防犯については、起こり得ることを可能な限り予想し、対策を立てる必要がある。大規模災害時の防犯については、警察、自治体等の関係機関に負うところが大きいことから、起こりうる事案を可能な限り予想し、防犯対策を策定する必要がある。</p>	生活安全企画課	54
175	<p>項(2) 発生前の備え及び発生後の対応目への支援</p> <p>内容 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。</p> <p>また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。</p>	<p>1 市町村との連携を図るため、日頃から連絡を取り合い、情報共有を図る。</p> <p>2 ブロック別検討会において、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、意識付けを図る。</p> <p>3 市町村で行われる防災の会合を把握し、出席する機会を持つ。</p>	<p>大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。</p>	<p>1 市町村ブロック別担当者会において、大規模災害時における「防犯の視点」の必要性について説明</p> <p>2 「安全安心まちづくりニュース」や「安全安心まちづくりひろば」でのパネル展示を通じて、大規模災害時の防犯対策の必要性を広報</p>	<p>情報収集や伝達だけではなく、市町村との連携を図り、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、更に意識付けを図っていかなければならない。</p>	<p>1 市町村との連携を図るため、日頃から連絡を取り合い、情報共有を図る。</p> <p>2 ブロック別担当者会において、防災計画における「防犯の視点」について意見交換を行い、意識付けを図る。</p> <p>3 市町村で行われる防災の会合を把握し、出席する機会を持つ。</p>	<p>大規模災害時の防犯の視点は、新たな視点であるため、その重要性をどれだけ伝達できるかが課題となる。</p>	県民生活・男女共同参画課	36
176	<p>項(2) 発生前の備え及び発生後の対応目への支援</p> <p>内容 市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。</p> <p>また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。</p>	<p>1 被災地での犯罪の発生状況の把握</p> <p>2 災害時の防犯対策事例の把握</p>	<p>被災した自治体の関係機関への調査</p>	<p>各種防犯教室・イベント等において、各種ボランティア団体、自主防災組織等に対し、大規模発生時の防犯対策について広報等実施</p>	<p>長期避難時における空き家対策等、犯罪抑止に配慮した住宅構造等の指針の策定及び周知の徹底も重要であるが、倒壊、半壊等の家屋における家財等の盗難被害への対策、地区住民が長期に避難した場合の空き家等に対する侵入盗等、住宅構造での対処には限界があり、警察はもちろん、関係機関が行う巡回等の計画を調整する必要がある。</p>	<p>1 被災地での犯罪の発生状況の把握</p> <p>2 災害時の防犯対策事例の把握</p>	<p>被災した自治体の関係機関への調査</p>	生活安全企画課	54

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
177	項(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期目 始動に対する支援 防犯活動団体等による平時の活動が内 一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	1 高知県ホームページでの広報 2 ラジオ等を利用した広報 3 広報誌への掲載	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や、今年度から発行する構成員向け会報などについて、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。 2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。	1 「南海トラフ地震に備えちよき」約7,000部配布 2 FMラジオスポットCM 261回 3 啓発テレビ番組放送(8月、3月) 4 「1,000人のクロスロード」開催(12月23日/高知市/参加者160名) 5 ポスター・標語を募集<ポスター275点(17校)、標語999点(28校)の応募> 6 ①受賞作品を活用したポスターを作成し、電車・バス(2月~3月)、県庁、市町村、学校に掲示 ②受賞作品をFMラジオスポットCMに活用 7 「震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会」の開催(12月21日/須崎市) 【講師】 南三陸町危機管理課 課長補佐 佐藤 智 氏 大森行政第二区長 自主防災会長 三浦 友昭氏 【参加者】約250名 8 「南海トラフ地震に備えるポータルサイト」の公表開始 9 「こうち防災ニュースレター」の発行(年3回)	引き続き市町村と連携し、あらゆる機会を通じて県民に対し啓発を行うていく必要がある。	1 高知県ホームページでの広報 2 ラジオ等を利用した広報 3 広報誌への掲載	1 啓発・広報について、いつ、どの媒体で、どの内容の広報を行うか見極める必要がある。 2 若年者や現役世代に対し、どのような情報を提供すれば効果的かを検討する必要がある。	南海トラフ地震対策課	55
178	項(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期目 始動に対する支援 防犯活動団体等による平時の活動が内 一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	1 既存の防犯活動団体に対し、例えば会報による情報提供や講演の実施などにより、防災に関する知識も習得してもらう。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。	1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。 2 また、防犯活動団体に対して提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。	1 「安全安心まちづくりニュース」(第4号)に地震発生時の対応等の広報を行った。 2 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、被災地で勤務した経験談を話して「防犯の視点」の必要性を訴えた。(7回実施)	震災経験者による講演は、聴講者の反応がよく、震災発生時における「防犯の視点」の啓発につながったと認められる。	1 既存の防犯活動団体に対し、例えば会報による情報提供や講演の実施などにより、防災に関する知識も習得してもらう。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。	1 県内で活動している防災組織を把握し、研究会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。 2 防犯活動団体に提供すべき情報について、絶えず収集に努める必要がある。	県民生活・男女共同参画課	55
179	項(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期目 始動に対する支援 防犯活動団体等による平時の活動が内 一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	大規模災害発生後の復旧復興時における自主防犯組織活動に必要な物品の保管管理及び購入用予算措置	被災した自治体の状況等への確認	1 防犯活動に必要な資機材の購入と予算獲得を行った。 2 資機材が必要な防犯団体等に対して配布を行った。 災害時の防犯活動に必要な資機材に限定した配布は行っていないため、成果の検証は不可能	災害時の防犯活動に限定した物品等に関する予算獲得はできていない。 しかし、災害時は防犯活動に必要な物品の消失、流失、破損等の可能性が考えられることから、復旧活動に移行した段階での自主防犯組織への物品支援が可能となるように、これらの物品を災害用として別途保管管理する必要があると思われる。	大規模災害発生後の復旧復興時における自主防犯組織活動に必要な物品の保管管理及び購入用予算措置	被災した自治体の状況等への確認	生活安全企画課	55

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画進捗管理表

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
 基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	具体的な取組	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A) 次年度の取組		担当課	計画冊子記載ページ
		H26年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	●アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H27年度実施計画	実施上の課題等		
180	<p>項(2) 自主防災組織による防犯活動への目 参画の働きかけ</p> <p>自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	<p>1 地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。</p>	<p>地域や自主防災組織からの依頼に対し職員等を派遣することとなるため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発について検討が必要。</p>	<p>地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を33回派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介した。</p>	<p>地域に県の各種取り組み等について広く啓発を行い、地域の防犯・防災力の向上を図ることが出来た。</p>	<p>1 引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介する。</p>	<p>地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発について検討が必要。</p>	南海トラフ地震対策課	36
181	<p>項(2) 自主防災組織による防犯活動への目 参画の働きかけ</p> <p>自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	<p>1 既存防犯団体に対し、防災対策への知識を普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。</p>	<p>1 関係団体や地域の集まりの場で「安全安心まちづくり」について講義した際、被災地で勤務した経験談を話して「防犯の視点」の必要性を訴えた。(7回実施) 2 関係部署を通じるなどして、自主防災組織の把握を行った。</p>	<p>自主防災組織の状況把握については、関係部署との連携が不可欠である。</p>	<p>1 既存防犯団体に対し、防災対策への知識を普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っていく。</p>	<p>関係部署などとの連携を強化し、自主防災組織の結成状況の把握を継続する。</p>	県民生活・男女共同参画課	55
182	<p>項(2) 自主防災組織による防犯活動への目 参画の働きかけ</p> <p>自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。</p>	<p>1 自主防災組織の会議等における情報提供 2 自主防災組織の把握</p>	<p>自主防災組織の把握</p>	<p>1 防犯組織等に対する防犯対策の必要性の周知徹底 2 各種防犯情報の提供 3 防災訓練の参加促進</p>	<p>自主防災組織に対する防犯活動の働きかけを行うために自主防災組織の把握が必要である。</p>	<p>1 自主防災組織の会議等における情報提供 2 自主防災組織の把握</p>	<p>自主防災組織の把握</p>	生活安全企画課	55